

条例の改正に伴う旧・新対照表

○ 舞鶴市水道事業給水条例	1
○ 舞鶴市公共下水道条例	2
○ 舞鶴市農業及び漁業集落排水処理施設条例	3
○ 舞鶴市合併処理浄化槽条例	4

廃止する条例

○ 舞鶴市吏員退隠料其他給与金条例	5
○ 舞鶴市吏員退隠料その他給与金条例臨時特例	12
○ 昭和 23 年 6 月 30 日以前に給与事由の生じた退隠料等の特別措置に関する条例	14
○ 舞鶴市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例	16

舞鶴市水道事業給水条例旧新対照表

旧	新
<p>(工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(法第25条の3の2第1項の指定の更新を受けないことによりその効力を失った者を除く。以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(法第25条の3の2第1項の指定の更新を受けないことによりその効力を失った者を除く。以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者(法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。)</u>又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者(法第25条の3の2第1項の指定の更新を受けないことによりその効力を失った者を除く。)が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

舞鶴市公共下水道条例旧新対照表

旧	新
<p>(排水設備の工事の施行)</p> <p>第6条 排水設備の新設等の工事の施行は、<u>管理者又は</u>管理者が指定した者(以下「指定工事業者」という。)でなければ行うことができない。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(排水設備の工事の施行)</p> <p>第6条 排水設備の新設等の工事の施行は、管理者が指定した者(以下「指定工事業者」という。)でなければ行うことができない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者(法第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。)が指定した者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2及び3 (略)</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

舞鶴市農業及び漁業集落排水処理施設条例旧新対照表

旧	新
<p>(排水設備の設置義務等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定による排水設備の設置又は構造に係る技術上の基準については、下水道法(昭和33年法律第79号)第10条第1項に規定する排水区域内の土地の下水を公共下水道を流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設について適用される下水道法施行令(昭和34年政令第147号)、舞鶴市公共下水道条例(昭和44年条例第6号。以下「公共下水道条例」という。)及び公共下水道条例に基づく企業管理規程(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程をいう。)舞鶴市下水道条例施行規則(昭和44年規則第6号。以下「下水道規則」という。)に規定する技術上の基準の例による。</p> <p>(排水設備の工事の施行)</p> <p>第7条 排水設備の新設等の工事は、<u>管理者又は公共下水道条例第6条第2項の規定により指定された指定工事業者でなければ行うことができない。</u></p>	<p>(排水設備の設置義務等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定による排水設備の設置又は構造に係る技術上の基準については、下水道法(昭和33年法律第79号)第10条第1項に規定する排水区域内の土地の下水を公共下水道を流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設について適用される下水道法施行令(昭和34年政令第147号)、舞鶴市公共下水道条例(昭和44年条例第6号。以下「公共下水道条例」という。)及び公共下水道条例に基づく企業管理規程(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程をいう。)に規定する技術上の基準の例による。</p> <p>(排水設備の工事の施行)</p> <p>第7条 排水設備の新設等の工事は、公共下水道条例第6条第2項の規定により指定された指定工事業者でなければ行うことができない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者(下水道法第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。)</u>が指定した者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

舞鶴市合併処理浄化槽条例旧新対照表

旧	新
<p>(排水設備の工事の施行等)</p> <p>第10条 排水設備の新設等の工事は、<u>管理者又は</u>舞鶴市公共下水道条例(昭和44年条例第6号)第6条第2項の規定により指定された指定工事業者でなければ行うことができない。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(排水設備の工事の施行等)</p> <p>第10条 排水設備の新設等の工事は、舞鶴市公共下水道条例(昭和44年条例第6号)第6条第2項の規定により指定された指定工事業者でなければ行うことができない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者(下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。)が指定した者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2及び3 (略)</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

廃止する条例

<p>舞鶴市吏員退隠料其他給与金条例</p> <p>昭和19年4月17日 条例第28号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第12条の2)</p> <p>第2章 退隠料及び通算退職年金(第13条—第20条)</p> <p>第3章 退職給与金及び一時返還金(第21条—第22条の3)</p> <p>第4章 死亡給与金及び弔祭料(第23条—第24条)</p> <p>第5章 遺族扶助料(第25条—第31条の3)</p> <p>第6章 市長に対する給付等の特例(第31条の4—第31条の9)</p> <p>補則 (第32条—第38条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 市吏員及びその遺族は本条例の定むる所により退隠料、通算退職年金、退職給与金、返還一時金、遺族扶助料、死亡給与金、弔祭料を受くる権利を有す</p> <p>退隠料、通算退職年金、退職給与金、返還一時金、遺族扶助料、死亡給与金、弔祭料を受くるの権利は市長之を裁定す</p> <p>第1条の2 通算退職年金に関しては本条例による外通算年金通則法(昭和36年法律第181号)の定むる所による</p> <p>第2条 本条例において吏員と称するは次の各号に掲げる者を謂ふ。ただし、第3号又は第4号に該当する者で舞鶴市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受ける者(以下「教育職員」という。)及び第5号に該当する者で恩給法の準用を受ける者を除く。</p> <p>(1) 市長、助役(地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)の規定による改正前の地方自治法(以下この号及び次号において「改正前地方自治法」という。)第161条第2項に定められている助役をいう。)、収入役(改正前地方自治法第168条第2項に</p>	<p>定められている収入役をいう。)、議会の事務局長又は書記長、書記、委員会の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記</p> <p>(2) 改正前地方自治法第172条第1項に定められている吏員</p> <p>(3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)の規定による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項に定められている教育長</p> <p>(4) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第2項に定められている教育委員会事務局の職員で吏員相当職員</p> <p>(5) 消防組織法第11条に定められている消防長及び消防吏員</p> <p>前項の吏員は毎月その俸給月額100分の2に相当する金額を市に納付すべし</p> <p>第2条の2 本条例において給料とは本俸及び之に準ずべきものを謂ひ恩給法第44条の規定を準用す</p> <p>第3条 退隠料、通算退職年金及び遺族扶助料は年金とし退職給与金、返還一時金、死亡給与金及び弔祭料は一時金とす</p> <p>第4条 退隠料、通算退職年金及び遺族扶助料の給与は之を給与すべき事由の生じたる月の翌日より之を始め権利消滅の月を以て終る</p> <p>第26条第1項の遺族扶助料、第23条第1項及び第24条の死亡給与金及び弔祭料に付ては前項に規定する期間は戸籍届出の受理の日より進行す</p> <p>第5条 退隠料、通算退職年金及び遺族扶助料の年額並びに退職給与金、返還一時金、死亡給与金及び弔祭料の額の円位未満は之を円位に満たしむ</p> <p>第6条 吏員の在職年数は就職の月より之を起算し退職又は死亡の月を以て終る退職後満5年以内にして就職したるときは前後の在職年月数は之を合算すただし退職給与金又は死亡給与金の基礎と為る</p>
---	--

<p>べき在職年に付ては前に退職給与金の基礎となりたる在職の年月数は之を合算せず</p> <p>退職したる年において再び就職したるときは再在職の在職年は再就職の月の翌日より之を起算す</p> <p>休職中の年月数は之を在職年月数に算入す</p> <p>第6条の2 教育職員であった者に対するこの条例の適用については、教育職員としての在職期間は吏員としての在職期間とみなす</p> <p>第7条 本条例による給与は之を給すべき事由の生じたる日より7年間請求せざるときは時効によりて消滅す</p> <p>第8条 退隠料、通算退職年金(第2号又は第3号の場合においては通算退職年金を除く)又は遺族扶助料を受くる権利を有するもの次の各号の一に該当するときはその権利消滅す</p> <p>(1) 死亡したるとき</p> <p>(2) 死刑又は無期若は3年を超ゆる拘禁刑に処せられたるとき</p> <p>(3) 国籍を失ひたるとき</p> <p>(4) 在職中の犯罪(過失犯を除く)により拘禁刑以上の刑に処せられたるときただしその在職が退隠料を受けたる後に為されたるものなるときはその再在職によりて生じたる権利のみ消滅す</p> <p>第9条 市長は退隠料、通算退職年金又は遺族扶助料を受くる権利を有する者に付毎年その権利の存否を調査す</p> <p>前項の調査に関しては恩給法施行令第1条の規定を準用す</p> <p>第10条 退隠料、通算退職年金及び遺族扶助料はその年額を4分し毎年1月、4月、7月、10月においてその前3月分を支給す</p> <p>第11条 退隠料、通算退職年金又は遺族扶助料を受くるの権利は之を譲渡し又は担保に供することを得ず</p> <p>前項の規定に違反したるときは退隠料、通算退職年金及び遺族扶助料の支給を差止むべし</p> <p>第12条 退隠料、通算退職年金、退職給与金及び遺族扶助料を受くるの権利を有する者死亡したるときはその生存中の退隠料、通算退職</p>	<p>年金、退職給与金及び遺族扶助料にして給与を受けざりしものは之を遺族に給し遺族なきときは死亡者の相続人に給す</p> <p>前項の相続人はその死亡の当時之により生計を維持し又は之と生計を共にしたることを要す</p> <p>第12条の2 本条例に規定せる以外の事項にして必要ある場合は恩給法を準用す</p> <p>第2章 退隠料及び通算退職年金</p> <p>第13条 在職17年以上にして退職したるときは之に退隠料を給す ただし次の各号の一に該当するときはこの限にあらず</p> <p>(1) 懲戒処分により解職せられたるとき</p> <p>(2) 在職中の犯罪により拘禁刑以上の刑に処せられたるとき</p> <p>第14条 退隠料年額は退職当時の給料と在職年数とにより次の方法を以て之を定む</p> <p>在職17年以上18年未満に対し退職当時の給料年額の150分の50に相当する金額とし17年以上1年を増すごとにその1年に対し退職当時の給料年額の150分の1に相当する金額を加へ満40年に至りて止む</p> <p>第15条 在職中公務のため傷痍を受け又は疾病に罹り重度障害となり失格原因なくして退職したるものには在職年数に拘らず退職当時の給料年額の150分の50に相当する退隠料を給す ただし当該吏員に重大なる過失ありたるときは之を給せず</p> <p>第16条 退隠料を受くるの権利を有する者再び就職し在職1年以上にして失格原因なく退職したるときはその退隠料を改定す</p> <p>第17条 前条の規定により退隠料を改定するには再就職の在職年数を合算してその年額を定む 改定すべき年額従前の退隠料年額より少なきときは従前の退隠料年額を以て改定退隠料年額とす</p> <p>第18条 退隠料を受くる者次の各号の一に該当するときはその期間中之が支給を停止す</p> <p>(1) 本市吏員として再就職したるときは就職の月の翌日より退職</p>
---	--

<p>の月まで ただし実在職期間1月未満なるときはこの限りにあらず</p> <p>(2) 本市より給料を受くべき職務に就きたるときは就職の月翌月より退職の月までその給料月額に退隠料月額を合算し退職当時の給料月額を超過するときはその超過額に相当する退隠料の支給を停止す</p> <p>(3) 2年以下の拘禁刑に処せられたるときはその月の翌月よりその刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至りたる月までただし刑の執行猶予の言渡を受けたるときは退隠料は之を停止せずその言渡を取消されたるときは取消の月の翌月より刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至りたる月まで之を停止す</p> <p>(4) 退隠料を受くるもの35歳に満つるまでは退隠料6分の1、35歳以上40歳に満つる月までは8分の1、40歳以上45歳に満つる月までは10分の1、45歳以上50歳に満つる月までは15分の1を停止す ただし15条により退隠料を支給せられるものはこの限に在らず</p> <p>(5) 退隠料年額1,000円以上にしてその退隠料外の所得年額5,000円を超ゆるときは退隠料年額と退隠料外所得年額との合計6,000円を超ゆる額の2割に相当する金額を停止す ただし退隠料支給年額1,000円を下らしむることなく停止年額は退隠料年額の2割を超ゆることなし</p> <p>前項第5号の所得の範囲及び計算方法並びに停止方法に関しては恩給法施行令第24条の3乃至5及び第24条の7の規定の準用す 年額1,000円以上の退隠料を受くるものは毎年3月15日までに所得の種類及び金額を詳記し市長に申告すべし退隠料外の所得は市長之を裁定す</p> <p>第18条の2 市長を除く吏員在職年2年以上17年未満にして退職し次の各号の一に該当するときは之に通算退職年金を給す</p> <p>(1) 通算対象期間を合算した期間が25年以上であるとき</p>	<p>(2) 国民年金以外の公的年金制度に係る通算対象期間を合算したる年数が20年以上なるとき</p> <p>(3) 他の公的年金制度に係る通算対象期間が当該制度において定むる老齢、退職年金給付を受くるに必要な資格年数に相当する年数以上なるとき</p> <p>(4) 他の制度より老齢、退職年金給付を受けることを得るとき</p> <p>第18条の3 通算退職年金の額は次の各号に掲ぐる金額の合算額を240を以て除して得たる金額に前条の退職に係る退職給与金の基礎となりたる在職年の月数を乗じたる金額とす</p> <p>(1) 24,000円</p> <p>(2) 退職当時の給料月額の1,000分の6に相当する金額に240を乗じたる金額</p> <p>前項の場合においてその者に係る第21条第2項第2号に掲ぐる金額(以下本項において控除額と謂ふ)が同項第1号に掲ぐる金額を超ゆることとなるときは通算退職年金の額は前項の規定に拘らず第21条第2項第1号に掲ぐる金額を控除額を以て除して得たる割合を前項の例により算定したる金額に乗じたる金額とす</p> <p>前2項の場合において第1項の規定に該当する退職が2回以上ありたるときは通算退職年金の額は此等の退職に付夫々前2項の規定により算定したる金額の合算額とす</p> <p>第18条の4 通算退職年金は之を受くる権利を有する者60歳に満つる月までは之を停止す</p> <p>第18条の規定は通算退職年金について之を準用す</p> <p>第19条 本条例に於ける退職当時の給料年額の計算に付ては次の例による</p> <p>(1) 公務のため傷痍を受け又は疾病に罹り之がため退職又は死亡したる者に付退職又は死亡前1年以内に昇給ありたる場合においては退職又は死亡の1年前の号給より2号給を超える上記の号給に昇給したるときは2号給上位の号給に昇給したるものとす</p>
---	---

<p>(2) 前号に規定する場合以外において退職又は死亡前1年以内に昇給ありたる場合においては退職又は死亡の1年前の号給より1号給を超える上位の号給に昇給したるときは1号給上位の号給に昇給したるものとす</p> <p>前項に規定する退職当時の給料年額の算出方法に付ては恩給法第59条の3の規定を準用す</p> <p>実在職期間1年未満なるときは給料の関係においては就職前も就職当時の給料を以て在職したるものと看做し計算す</p> <p>第19条の2 前条第1項に規定する1号給又は2号給上位の号給への昇給に付ては次の各号による</p> <p>(1) 同一の職務の級においてその級に於ける給料の幅の最高額を超え昇給したる者に付ては一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和25年法律第299号)附則別表第1に掲ぐる1号又は2号給上位の号給を前条第1項の1号給又は2号給上位の号給とす</p> <p>(2) 転職により昇給を来す場合においては新職に付給せられたる給料に直近多額なるものを以て1号給上位の号給とし之に直近する上位の号給を以て2号給上位の号給とす</p> <p>第20条 退職給与金を受けたる後その退職給与金の基礎とためりたる在職年数1年を2月に換算したる月数内に再就職したる者に退隠料を給する場合においては当該換算月数と退職の翌月より再就職の月までの月数とは差月数を退職給与金額算出の基礎とためりたる給料月額$\frac{2}{1}$に乘じたる金額$\frac{15}{1}$に相当する金額を控除したるものを以てその退隠料の年額とす ただし差月数1月に付退職給与金額算出の基礎となりたる給料月額$\frac{2}{1}$の割合を以て計算したる金額を再就職(再就職後退職給与金給与の裁定ありたる場合はその裁定ありたる月)の月の翌月より1年以内に一時に又は分割して返還したるときはこの限に在らず</p> <p>前項ただし書の規定により退職給与金の全部又は一部を返還し</p>	<p>失格原因なくして再在職を退職したるに拘らず退隠料を受くるの権利を生ぜざる場合においては之は返還者に還付す</p> <p>前2項に規定する退職給与金の返還及び還付に関する取扱に付ては恩給法の例による</p> <p>第3章 退職給与金及び一時返還金</p> <p>第21条 市長以外の吏員在職年2年以上17年未満にして退職したるときは之に退職給与金を給す ただし次項の規定により計算したる金額なきこととなる場合においてはこの限りに在らず</p> <p>前項の退職給与金の金額は第1号に掲ぐる金額より第2号に掲ぐる金額を控除したる金額とす</p> <p>(1) 退職当時の給料月額に相当する金額に在職年の年数を乘じたる金額</p> <p>(2) 第18条の3第1項に定めたる通算退職年金の額に退職の日に於ける年齢により定めたる別表の率を乘じたる金額</p> <p>60歳に達したる後第1項の規定に該当する退職をしたる者が第18条の2各号の一に該当せざる場合において退職の日より60日以内に退職給与金の金額の計算上前項第2号に掲ぐる金額の接除を受けざることを希望する旨市長に申し出たるときは前2項の規定に拘らず前項第1号に掲げる金額を退職給与金として給す</p> <p>前項の規定による退職給与金の支給を受けたる者の当該退職給与金の基礎となりたる在職年は第18条の3第1項に規定する在職年に該当せざるものとす</p> <p>第22条 前条第2項の退職給与金の支給を受ける者(同条第1項ただし書の規定の適用を受けたる者を含む以下同じ)が退隠料又は第15条の規定による退隠料を受くる権利を有する者となりたるときは之に返還一時金を給す</p> <p>前条第2項の退職給与金の支給を受けたる者が退職したる後60歳に達したる場合又は60歳に達したる後退職したる場合(退隠料、通算退職年金又は第15条の規定による退隠料を受くる者となりたる</p>
--	--

<p>場合を除く)において60歳に達したる日(60歳に達したる後退職したる者に付ては当該退職の日)より60日以内に同条同項第2号に掲ぐる金額に相当する金額の支給を受くることを希望する旨市長に申し出たるとき亦前項に同じ</p> <p>第22条の2 返還一時金の金額はその退職したる者に係る第21条第2項第2号に掲ぐる金額(その額が第21条第2項第1号に掲ぐる金額を超ゆるときは当該金額)にその者が前に退職したる日の属する月の翌月より後に退職したる日(退職後第15条の規定による退隠料を受くる権利を有することとなりたる者に付てはそのなりたる日)の属する月の前月までの年数に応ずる利子に相当する金額を加へたる金額とす</p> <p>前条第2項に規定する返還一時金に付前項の規定を適用する場合においては前項中「後に退職したる日(退職後第15条の規定による退隠料を受くる権利を有することとなりたる者に付てはそのなりたる日)」とあるは「60歳に達したる日又は後に退職したる日」とす</p> <p>第1項に規定する利子は複利計算の方法によるものとしその利率は年5分5厘とす</p> <p>第18条の3第3項の規定は第21条第2項の退職給与金の支給に係る退職が2回以上ある者の返還一時金の金額に付之を準用す</p> <p>第22条の3 退隠料の支給を受ける権利を有する者の中、現に退隠料の支給を受けていない者が退隠料の受給権を放棄し、退職給与金を請求したる場合は、審査の上市長において適当と認めたる者には退隠料に代て退職給与金を支給することができる。</p> <p>前項の退職給与金は退職当時の給料月額に16を乗じた額とする。</p> <p>第4章 死亡給与金及び弔祭料</p> <p>第23条 吏員在職2年以上17年未満にして在職中死亡したるときはその遺族に死亡給与金を給す</p> <p>死亡給与金は退職給与金の例により算出したる金額とす</p> <p>第23条の2 第21条第2項の退職給与金の支給を受けたる者が通算退職</p>	<p>年金又は返還一時金の支給を受くることなくして死亡したるときはその遺族に死亡一時金を給す</p> <p>前項の死亡一時金の金額は之を受くべき者の人数に拘らずその死亡したる者に係る第21条第2項第2号に掲ぐる金額(その金額が同項第1号(第31条の6第2項において準用する同号の規定を含む)に掲げる金額を超ゆるときは当該金額)にその者が退職したる日の属する月の翌月よりその死亡したる日の属する月の前月までの年数に応ずる利子に相当する金額とす</p> <p>第22条の2第3項及び第4項の規定は死亡一時金の金額に付之を準用す</p> <p>第24条 吏員在職中死亡したるときは在職年数に拘らず死亡当時の給料月額4月分に相当する弔祭料をその遺族に支給す。ただし遺族なきときは葬儀を行ふ者に之を給す</p> <p>第5章 遺族扶助料</p> <p>第25条 本条例において遺族とは吏員の配偶者、子、父母、祖父母及び兄弟姉妹にして吏員退職又はは在職中死亡の当時之により生計を維持し又は之と生計を共にした者を謂ふ</p> <p>吏員退職又はは在職中死亡の当時胎児たる子出産したる者前項の適用に付ては吏員退職又は死亡の当時その戸籍内に在りたるものと看做す</p> <p>第26条 吏員次の各号の一に該当するときはその遺族には妻、未成年の子、夫、父母、成年の子、祖父母の順序により之に遺族扶助料を給す</p> <p>(1) 退隠料を受くべき資格ある者在職中死亡したるとき</p> <p>(2) 退隠料を給せらるる者死亡したるとき</p> <p>前項による同順位の子数人あるときは吏員を被相続人としたる家督相続の順位に準じ之を定む</p> <p>父母に付ては養父母を先にし実父母を後にす 祖父母に付ては養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし父母の養父母を先に</p>
---	--

<p>し実父母を後にす 先順位たるべきもの後順位たるべきものより後に生ずるに至りたるときは前3項の規定は当該順位者失権したる後に限り之を適用す</p> <p>第27条 未成年の子は未だ婚姻せざるときに限り之に遺族扶助料を給す 夫又は成年の子は重度障害にして生活資料を得るに途なくかつ之を扶養するものなきときに限り之に遺族扶助料を給す</p> <p>養子は吏員の家督相続人なるとき又は吏員が家督相続人にして之を戸主と看做すときは死亡のときにおいてその家督相続人たるべき者に限り之に遺族扶助料を給す</p> <p>第28条 遺族扶助料の年額は次の各号による</p> <p>(1) 吏員公務に因る傷痍疾病のため死亡したるときはその退隠料年額の10分の8に相当する金額</p> <p>(2) その他の場合においてはその退隠料年額を10分の5に相当する金額</p> <p>第29条 遺族次の各号の一に該当したるときは扶助料を受くるの権利を失ふ</p> <p>(1) 配偶者婚姻したるとき又は遺族以外の者の養子とためりたるとき</p> <p>(2) 子婚姻したるとき若しくは遺族以外の者の養子とためりたるとき又は子が吏員の養子なる場合において離縁したるとき</p> <p>(3) 父母又は祖父母婚姻したるとき</p> <p>(4) 重度障害にして生活資料を得るの途なき夫又は成年の子に付その事情止みたるとき</p> <p>届出を為さざるも事実上婚姻関係と同様の事情に入りたるを認めらるる遺族に付ては市長はその者の遺族扶助料を受くるの権利を失はしむることを得</p> <p>第30条 兄弟姉妹以外に遺族扶助料を受くべきものなきときはその兄弟姉妹未成年者なるか又は重度障害にして生活資料を受くるの途なくかつ之を扶養するものなき場合に限り之に一時遺族扶助料を</p>	<p>給す</p> <p>前項の一時遺族扶助料の金額は該当者1人に付遺族扶助料年額1年分に相当する金額としその総額は3年分に相当する金額を超ゆることを得ず</p> <p>第31条 第18条第1項第3号の規定は遺族扶助料の場合にも準用す</p> <p>第31条の2 吏員以外の常勤の職員で次の各号に該当しない者(以下本条において「準吏員」と謂ふ)及びその遺族はこの条例に定める吏員及びその遺族に準じて退隠料、退職給与金、死亡給与金、弔祭料又は遺族扶助料を受くる権利を有す</p> <p>(1) 臨時に使用される者</p> <p>(2) 厚生年金保険法による厚生年金保険の被保険者</p> <p>(3) 国家公務員共済組合法に基づく公立学校共済組合の組合員</p> <p>(4) 縫製工場に勤務する企業職員</p> <p>準吏員の職在年数の起算は現に在職する者については昭和29年12月1日からとし、この期日以後において準吏員となる者についてはその身分を取得した月からとす</p> <p>準吏員が吏員となった場合の在職年数はこれを通算す</p> <p>準吏員は毎月その給料月額100分の3に相当する金額を市に納付すべし</p> <p>第31条の3 舞鶴市立舞鶴幼稚園の教諭及び助教諭で前条第1項第3号の該当者(以下本条において「組合員」という。)が組合員でなくなり引続き教諭である場合、市長において必要と認めたときは、第2条又は前条の規定にかかわらず、次の各号の規定により組合員の期間を当該在職年数に通算することができる。</p> <p>(1) 昭和35年3月31日までの教諭の期間は吏員としての期間とみなす。</p> <p>(2) 昭和29年12月1日以降の助教諭の期間は準吏員の期間とみなす。</p> <p>前項の規定により、組合員の期間について通算される者は、その</p>
--	---

<p>組合員でなくなったことに対して支給される退職一時金を市に納付しなければならない。</p> <p>第6章 市長に対する給付等の特例</p> <p>第31条の4 市長在職12年以上にして退職したるときは之に退隠料を給す</p> <p>前項の退隠料の年額は在職年12年以上13年未満に対し退職当時の給料年額の150分の50に相当する金額とし12年以上1年を増すごとにその1年に対し退職当時の給料年額の150分の1に相当する金額を加へたる金額とす</p> <p>第15条の規定により在職12年未満の場合に給すべき退隠料の年額は在職年12年の場合に給すべき退隠料の額とす</p> <p>第31条の5 市長在職年1年以上12年未満にして退職し第18条の2各号の一に該当するときには之に通算退職年金を給す</p> <p>第18条の3の規定は前項の通算退職年金に付之を準用す この場合において同条第2項中「第21条第2項第2号」とあるは「第31条の6第2項において準用する第21条第2項第2号」と「第21条第2項第1号」とあるは「第31条の6第2項において準用する第21条第2項第1号」と読替るものとす</p> <p>第31条の6 市長在職1年以上12年未満にして退職したるときは之に退職給与金を給す</p> <p>第21条第1項ただし書及び第2項乃至第4項の規定は前項の退職給与金に付之を準用す</p> <p>第31条の7 第22条及び第22条の2の規定は前条第2項において準用する第21条第2項の退職給与金の支給を受けたる者(前条第2項において準用する第21条第1項ただし書の規定の適用を受けたる者を含む)に係る返還一時金に付之を準用す</p> <p>第31条の8 市長としての在職期間と吏員としての在職期間とは第6条の規定に拘らず合算せず市長の任期満了に因る選挙の期日の告示がなされた後その任期の満了すべき日前に当該市長が退職の申立</p>	<p>を行った場合において当該任期満了に因る選挙において当選人となり再度市長となったときは当該退職はなかつたものと看做す</p> <p>第31条の9 市長在職年1年以上12年未満にして在職中死亡したる場合にはその遺族に死亡給与金を給す</p> <p>第23条及び第24条の規定は前項の場合之を準用す</p> <p>補則</p> <p>第32条 本市吏員にして元舞鶴市及び東舞鶴市吏員たりしものの在職年数計算は昭和11年8月1日まで遡り本条例を適用す</p> <p>第33条 昭和11年8月1日以前より本市区域内旧町村に在勤せし吏員の在職年数は之を本市吏員在職年数と看做し第6条及び第13条第14条を適用す</p> <p>前項の規定は退職給与金に付ては適用せず</p> <p>第33条の2 外国政府の官吏又は待遇官吏若は外国特殊法人の職員として在職したることのある吏員又は準吏員の在職期間の計算については、恩給法(大正12年法律第48号)の規定の例による。</p> <p>第34条 元東舞鶴市の合併町村有給吏員退隠料遺族扶助料等に関する条例に基づき本市設置以前において既に退隠料を受くる者に対しては本市において引続き退隠料及び遺族扶助料を支給す</p> <p>前項の退隠料及び遺族扶助料の支給方法に関しては仍従前の規定による</p> <p>第35条 元舞鶴市及び東舞鶴市市制施行前その属したる旧町村より退職給与金又は是等の性質を有する給与金の支給を受けたるものにして昭和18年5月28日両市を廃し新に舞鶴市設置に伴う引続き本市吏員となりたる者の該給与金は本条例において退職給与金と看做し第20条の規定を適用す</p> <p>第36条 本条例第2条第2項の規定は昭和17年6月分より之を適用す</p> <p>第37条 本条例の施行に関し必要なる事項は市長之を定む</p> <p>第38条 本条例は昭和18年5月27日より之を適用す</p>
--	---

廃止する条例

<p>舞鶴市吏員退隠料その他給与金条例臨時特例 昭和25年12月28日 条例第33号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 舞鶴市職員の給与の変更に伴う舞鶴市吏員退隠料其他給与金条例(昭和19年条例第28号。以下「条例」という。)の臨時の特例については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(若年による退隠料停止の特例)</p> <p>第2条 退隠料については、条例第18条第1項第4号の規定にかかわらず、これを受ける者が45歳に満ちる月までは全額、45歳に満ちる月の翌月から50歳に満ちる月まではその10分の5を、50歳に満ちる月の翌月から55歳に満ちる月まではその10分の3を停止する。</p> <p>2 前項に規定する退隠料の停止は、条例第15条の規定の適用を受ける場合においては行わない。</p> <p>(多額所得による退隠料停止の特例)</p> <p>第3条 条例第18条第1項第5号及び第2項の規定による退隠料の停止については、これらの規定にかかわらず、退隠料年額が170万円以上で、これを受ける者の前年における退隠料以外の所得の年額が700万円を超える場合は、退隠料支給年額が170万円を下らない範囲内において、次の区分によりその退隠料の一部を停止する。ただし、その停止年額は、退隠料年額の5割を超えることはない。</p> <p>(1) 退隠料年額と退隠料以外の所得の年額との合計額が1,040万円以下であるときは、870万円を超える金額の3割5分の金額に相当する金額</p> <p>(2) 退隠料年額と退隠料以外の所得の年額との合計額が1,040万円を超え1,210万円以下であるときは、870万円を超え1,040万円以下の金額の3割5分の金額及び1,040万円を超える金額の4割の金額の合計額に相当する金額</p>	<p>(3) 退隠料年額と退隠料以外の所得の年額との合計額が1,210万円を超え1,380万円以下であるときは、870万円を超え1,040万円以下の金額の3割5分の金額、1,040万円を超え1,210万円以下の金額の4割の金額及び1,210万円を超える金額の4割5分の金額の合計額に相当する金額</p> <p>(4) 退隠料年額と退隠料以外の所得の年額との合計額が1,380万円を超えるときは、870万円を超え1,040万円以下の金額の3割5分の金額、1,040万円を超え1,210万円以下の金額の4割の金額、1,210万円を超え1,380万円以下の金額の4割5分の金額及び1,380万円を超える金額の5割の金額の合計額に相当する金額</p> <p>2 前項の退隠料外の所得の計算については所得税法(昭和40年法律第33号)の課税総所得金額の計算に関する規定を準用し、その所得額は税務署に調査を依頼し、市長がこれを決定する。</p> <p>3 第1項に規定する退隠料の停止は前項の決定に基づいてその年の7月から翌年6月に至る期間分の退隠料についてこれを行う。ただし、退隠料を受ける事由の生じた月の翌月から翌年6月に至る期間分の退隠料については、この限りでない。</p> <p>(傷病退隠料年額の特例)</p> <p>第4条 条例第15条の規定により退隠料を受ける者に妻又は扶養家族があるときは、妻については193,200円、扶養家族のうち2人までについては1人につき72,000円(妻のないときはそのうち1人について132,000円)、その他の扶養家族については1人につき36,000円を加算して支給する。</p> <p>2 前項の扶養家族とは、これを受ける者の退職当時から引続いてその者により生計を維持し、又はその者と生計を共にする祖父母、父母及び未成年の子をいう。</p> <p>(扶助料年額の特例)</p> <p>第5条 在職中公務に起因して死亡した場合における扶助料について</p>
---	---

<p>は条例第28条第1号の規定にかかわらず、退隠料年額の10分の5に相当する金額に33割を乗じた金額とする。</p> <p>2 前項の規定による扶助料を受ける場合において、これを受ける者に扶養遺族があるときは、そのうち2人までについては1人につき72,000円、その他の扶養遺族については1人につき36,000円を扶助料の年額に加算して支給する。</p> <p>3 前項の扶養遺族とは、扶助料を受ける者により生計を維持し、又はその者と生計を共にする遺族で扶助料を受ける要件を具えるものをいう。 (重複加給の禁止)</p> <p>第6条 第4条第1項又は前条第2項の規定により加給を受けるべき場合において1人の扶養家族又は扶養遺族が2以上の退隠料について加給を受けるべき原因となるときは、当該扶養家族又は扶養遺族は、最初に給与事由の生じた退隠料についてのみ加給の原因となるものとする。 (災害補償との関係)</p> <p>第7条 舞鶴市職員に対する公務災害補償条例第2条の規定による障害補償又はこれに相当する給付であって労働基準法(以下「法」という。)第84条第1項に該当するものを受けた者については当該補償又は給付を受ける事由の生じた月の翌月から6年間は、条例第15条に規定する退隠料は停止する。</p> <p>第8条 舞鶴市職員に対する公務災害補償条例第2条の規定による遺族補償又はこれに相当する給付であって、法第84条第1項の規定に該当するものを受けた者については、当該補償又は給付を受ける事由の生じた月の翌月から6年間は次の区分によって扶助料の一部を停止する。 (1) 条例第28条第1号の規定による扶助料については、その年額の33分の23に相当する金額に第5条第2項の規定による加給年額を加えた金額</p>	<p>第9条 前2条の規定による停止年額がその者の受けた障害補償若しくは遺族補償又はこれに相当する給付であって法第84条に該当するものの金額の6分の1に相当する金額をこえる者については、その停止年額は当該補償又は給付の金額の6分の1に相当する金額とする。 (退隠料等の請求手続)</p> <p>第10条 この条例の規定による請求手続については別に市長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>第11条 この条例は昭和25年7月1日から適用する。ただし、第4条第1項及び第5条第2項の規定のうち従来の「2,400円」を「4,800円」に改正して計算する規定については昭和25年1月1日から適用する。</p> <p>第12条 舞鶴市吏員退隠料その他給与金条例臨時特例(昭和23年条例第54号)は昭和25年6月30日限り廃止する。</p> <p>第13条 昭和23年11月30日以前に給与事由の生じた退隠料又は遺族扶助料については、昭和25年1月分以降その年額を次の各号の規定による年額に改定する。 (1) 昭和23年6月30日以前に給与事由の生じた退隠料又は遺族扶助料については、その年額計算の基礎となっている給料年額にそれぞれ対応する附則別表第1の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなして算出した年額 (2) 昭和23年7月1日以後給与事由の生じた退隠料又は遺族扶助料については、その年額計算の基礎となっている給料年額にそれぞれ対応する附則別表第2の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなして算出して得た年額 前項の規定による退隠料又は遺族扶助料の改定は市長が受給者の請求を待たずに行う。</p>
--	---

廃止する条例

昭和23年6月30日以前に給与事由の生じた退隠料等の特別措置に関する条例

昭和28年9月16日
条例第28号

(一般の場合の改定増額)

第1条 舞鶴市吏員退隠料その他給与金条例(昭和19年条例第28号)に基づく退隠料又は遺族扶助手料(以下「退隠料」「遺族扶助手料」という。)で、昭和23年6月30日以前に給与事由の生じた者については昭和28年1月分以降その年額を舞鶴市吏員退隠料その他給与金条例臨時特例(昭和23年条例第33号)に規定する退隠料年額の計算の基礎となった給料年額(以下「旧基礎給料年額」という。)にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし舞鶴市吏員退隠料その他給与金条例の規定によって算出して得た年額に改定する。

(永年在職者の優遇)

第2条 昭和22年6月30日以前に給与事由の生じた退隠料又は遺族扶助手料で退隠料計算上の在職年が25年以上の者に係るものについては、旧基礎給料年額が4,320円をこえるものを除きその旧基礎給料年額の一段階上位の別表の旧基礎給料年額(旧基礎給料年額が480円未満の場合においてはその給料年額に60円を加えた額)を当該退隠料の旧基礎給料年額とみなして前条の規定を適用する。

(増額制限)

第3条 昭和22年7月1日から昭和23年6月30日までに給与事由の生じた退隠料又は遺族扶助手料で、その旧基礎給料年額が当該退隠料又は遺族扶助手料の給与事由が昭和22年6月30日に生じたものとした場合における旧基礎給料年額に相当する別表の旧基礎給料年額の二段階上位の別表の旧基礎給料年額をこえることとなるものについては、当該二段階上位の旧基礎給料年額を当該退隠料又は遺族扶助手料の

旧基礎給料年額とみなして第1条の規定を適用する。

第4条 前各条の規定によって算出して得た改定年額が改定前の年額に達しないときは改定前の年額をもって改定年額とする。

2 前項の規定による退隠料又は遺族扶助手料の改定は市長が受給者の請求を待たずに行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和28年1月1日から適用する。

別表

旧基礎給料年額	仮定給料年額
円	円
480	62,400
540	64,200
600	68,400
660	73,200
780	78,000
900	82,800
1,020	87,600
1,140	93,600
1,260	99,600
1,380	106,800
1,500	115,200
1,620	123,600
1,740	132,000
1,920	141,600
2,100	151,200
2,280	156,000
2,460	168,000

2,640	174,000
2,880	186,000
3,120	199,200
3,360	213,600
3,600	228,000
3,840	244,800
4,320	264,000
4,800	283,200
5,280	302,400
5,760	338,400
6,240	390,000
6,720	447,600
7,200	494,400
7,800	546,000

旧基礎給料年額がこの表に記載された額に合致しないものについてはその直近多額の給料年額に対応する仮定給料年額による。ただし、旧基礎給料年額が480円未満の場合においてはその年額の130倍に相当する金額を旧基礎給料年額が7,800円をこえる場合においては、その年額の70倍に相当する金額をそれぞれ仮定給料年額とする。

廃止する条例

<p>舞鶴市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例 昭和35年4月1日 条例第2号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第19条)</p> <p>第2章 教育職員に対する給付(第20条—第39条)</p> <p>第3章 遺族に対する給付(第40条—第53条)</p> <p>第4章 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算(第54条—第65条)</p> <p>第5章 雑則(第66条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、教育職員が、相当年限忠実に勤務して退職し又は死亡した場合、公務による負傷若しくは疾病に基づき退職した場合、又は公務により死亡した場合におけるその者又はその遺族に支給する退職年金、公務傷病年金、退職一時金、公務傷病一時金、遺族年金及び遺族一時金に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において「教育職員」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに教育事務に従事する職員のうち次に掲げる者をいう。ただし、恩給法(大正12年法律第48号)第19条に規定する公務員とみなされる者及び市町村立学校職員退職年金及び退職一時金条例(昭和29年京都府条例第4号)の適用を受ける者を除く。</p> <p>(1) 学校教育法第1条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員で次に掲げるもの</p>	<p>ア 大学の学長、教授、助教授、常時勤務に服することを要する講師及び助手</p> <p>イ 高等学校の校長、教諭、養護教諭、助教諭及び養護助教諭</p> <p>ウ 幼稚園の園長、教諭及び養護教諭</p> <p>(2) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状(教育職員免許法施行法(昭和24年法律第148号)第1条第1項の表の第1号及び第6号から第9号までの上欄に掲げる教員の免許状を含む。)を有する職員で次に掲げるもの</p> <p>ア 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項に規定する教育長及び同法第19条第2項に規定する職員で、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第172条第1項に規定する吏員(以下本条中「吏員」という。)に相当するもの</p> <p>イ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条第1項に規定する学校の事務職員又は技術職員で吏員に相当するもの</p> <p>ウ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条第2項に規定する職員で吏員に相当するもの</p> <p>エ 大学に関する教育に関する事務に従事する職員</p> <p>オ 旧教育委員会法(昭和23年法律第170号)第41条第1項に規定する教育長及び同法第45条第2項に規定する職員で吏員に相当するもの</p> <p>カ 旧教育委員会法第66条第1項に規定する学校の事務職員又は技術職員で吏員に相当するもの</p> <p>キ 旧教育委員会法第66条第2項に規定する職員で吏員に相当するもの</p> <p>ク 教育委員会法の一部を改正する法律(昭和25年法律第168号)による改正前の旧教育委員会法第66条第4項に規定する職員で吏員に相当するもの</p>
--	---

<p>ケ 旧教育委員会法第3条の規定により教育委員会が本市に設置されるまでの間において本市の教育関係の部課又は学校以外の教育機関に属していた吏員</p> <p>2 この条例において「一般職員」とは、舞鶴市吏員退隠料其他給与金条例(昭和19年条例第28号)第2条に規定する吏員をいう。</p> <p>3 この条例において「公務員」とは、恩給法第19条に規定する公務員(同条に規定する公務員とみなされる者を含む。)をいう。</p> <p>4 この条例において「都道府県の職員」とは、都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例(以下「退職年金条例」という。)の適用を受ける者(都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する者を含む。)のうち次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 知事、副知事、出納長及び吏員</p> <p>(2) 法第138条第3項に規定する議会の事務局長及び書記</p> <p>(3) 法第191条第1項に規定する選挙管理委員会の書記</p> <p>(4) 法第195条第1項に規定する監査委員で常勤のもの及び同法第200条第1項に規定する監査委員の事務を補助する書記</p> <p>(5) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第9条第1項に規定する人事委員会の委員で常勤のもの及び同法第12条第1項に規定する事務職員で吏員に相当するもの</p> <p>(6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項に規定する教育長及び同法第19条第1項に規定する職員で吏員に相当するもの</p> <p>(7) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条第2項に規定する職員で吏員に相当するもの</p> <p>(8) 学校教育法第1条に規定する学校の職員で次に掲げるもの</p> <p>ア 大学の学長、教授、助教授、常時勤務に服することを要する講師及び助手</p> <p>イ 高等学校の校長、教諭、養護教諭、助教諭及び養護助教諭</p>	<p>ウ 中学校、小学校、盲学校、ろう学校又は養護学校の校長、教諭及び養護教諭並びに幼稚園の園長、教諭及び養護教諭</p> <p>エ 事務職員又は技術職員で吏員に相当するもの</p> <p>(9) 特別区が連合して維持する消防の消防職員で吏員に相当するもの</p> <p>(10) 漁業法(昭和24年法律第267号)第85条第6項に規定する海区漁業調整委員会の書記、同法第111条において準用する同法第85条第6項の規定により置かれる連合海区漁業調整委員会の書記及び同法第132条において準用する同法第85条第6項の規定により置かれる内水面漁場管理委員会の書記</p> <p>(11) 地方自治法の一部を改正する法律(昭和27年法律第306号)による改正前の法第168条第1項に規定する副出納長</p> <p>(12) 地方自治法の一部を改正する法律(昭和25年法律第143号)による改正前の法第138条第1項に規定する議会の書記長及び書記</p> <p>(13) 旧教育委員会法第41条第1項に規定する教育長及び同法第45条第1項に規定する職員で吏員に相当するもの</p> <p>(14) 旧教育委員会法第66条第2項に規定する職員で吏員に相当するもの</p> <p>(15) 教育委員会法の一部を改正する法律(昭和25年法律第168号)による改正前の旧教育委員会法第66条第4項に規定する職員で吏員に相当するもの</p> <p>(16) 特別区が連合して維持していた警察職員で吏員相当するもの</p> <p>(17) 農業委員会法の一部を改正する法律(昭和29年法律第185号)による改正前の農業委員会法(昭和26年法律第88号)第34条において準用する同法第20条第1項の規定により置かれた都道府県農業委員会の書記</p> <p>(18) 旧農地調整法施行令(昭和21年勅令第38号)第31条において準用する同令第18条第1項の規定により置かれた都道府県農地委</p>
--	---

<p>員会の書記</p> <p>(19) 農地調整法施行令の一部を改正する政令(昭和24年政令第224号)による改正前の旧農地調整法施行令第43条において準用する同令第33条第1項の規定により置かれた都道府県農地委員会の書記</p> <p>(20) 旧食糧確保臨時措置法施行令(昭和23年政令第247号)第33条において準用する同令第30条第1項の規定により置かれた都道府県農業調整委員会の書記</p> <p>5 この条例において「他の市町村の教育職員」とは、他の市町村の退職年金条例の適用を受ける職員のうち、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第174条の50第2項各号に掲げる者に該当するものをいう。</p> <p>6 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通恩給 恩給法第2条第1項に規定する普通恩給をいう</p> <p>(2) 普通恩給権 普通恩給を受ける権利をいう</p> <p>(3) 最短恩給年限 普通恩給についての最短年限をいう</p> <p>(4) 一時恩給 恩給法第2条第1項に規定する一時恩給をいう</p> <p>(5) 一時恩給年限 一時恩給についての最短年限をいう</p> <p>(6) 扶助料 恩給法第2条第1項に規定する扶助料をいう</p> <p>(7) 扶助料権 扶助料を受ける権利をいう</p> <p>(8) 退職年金 退職年金条例に規定する普通恩給に相当する給付をいう</p> <p>(9) 退職年金権 退職年金を受ける権利をいう</p> <p>(10) 最短年金年限 退職年金についての最短年限をいう</p> <p>(11) 退職一時金 退職年金条例に規定する一時恩給に相当する給付をいう</p> <p>(12) 最短一時金年限 退職一時金についての最短年限をいう</p> <p>(13) 遺族年金 退職年金条例に規定する扶助料に相当する給付</p>	<p>をいう</p> <p>(14) 遺族年金権 遺族年金を受ける権利をいう</p> <p>(15) 遺族一時金 退職年金条例に規定する一時扶助料に相当する給付をいう</p> <p>(16) 公務傷病年金 退職年金条例に規定する増加恩給に相当する給付をいう</p> <p>(17) 公務傷病年金権 公務傷病年金を受ける権利をいう</p> <p>(18) 公務傷病一時金 恩給法第2条第1項に規定する傷病賜金に相当する給付をいう</p> <p>(19) 準教育職員 学校教育法第1条に規定する高等学校の常時勤務に服することを要する講師及び同法同条に規定する中学校、小学校、盲学校、ろう学校又は養護学校の助教諭、養護助教諭及び常時勤務に服することを要する講師をいう</p> <p>(20) 遺族 教育職員の祖父母、父母、配偶者、子及び兄弟姉妹で教育職員又は教育職員であった者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計をともしたものをいう。この場合において、教育職員又は教育職員であった者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、その子は、教育職員又は教育職員であった者によって生計を維持し、又はその者と生計をともしていたものとみなす</p> <p>(年金である給付の支給期間及び支給期月)</p> <p>第3条 年金である給付は、その給付事由が生じた日の属する月の翌月から、その事由のなくなった日の属する月までの分を支給する。</p> <p>2 年金である給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由がなくなった日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合には支給を停止しない。</p> <p>3 年金である給付の額を改定する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月分からその改定した金額を支給する。</p>
---	--

<p>4 年金である給付は、毎年1月、4月、7月、及び10月に、それぞれの前月までの分を支給する。ただし、その給付を受ける権利が消滅したとき、又はその支給を停止すべき事由が生じたときは、その支給期間にかかわらず、その際その月までの分を支給する。 (端数の処理)</p> <p>第4条 給付の額及び第18条に規定する納付金の端数の処理については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)第2条の定めるところによる。 (時効)</p> <p>第5条 給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から7年間請求しないときは、時効によって消滅する。</p> <p>2 退職年金権を有する者が、退職後1年以内に再就職したときは、前項の期間は、再就職後における退職の日から進行する。</p> <p>3 時効期間の満了前20日以内において、天災その他避けることのできない事象のため給付の請求をすることができないときは、その障害が止んだ日から20以内は、時効は完成しない。</p> <p>4 時効期間満了前6月以内において、前権利者の生死若しくは所在が不明のため、又は未成年者若しくは成年被後見人が法定代理人を有しないため給付の請求をすることができないときは、請求ができることとなった日から6月以内は、時効は完成しない。</p> <p>5 時効期間の満了前に適法に給付の請求書を発したことの通信官署の証明があるときは、時効期間内に本市に到着しなくても時効期間内に到着したものとみなす。 (給付の選択)</p> <p>第6条 教育職員又はその遺族が互いに通算される在職期間又は同一の傷病を理由として二以上の給付を併給される場合においては、その者の選択によりその一を支給する。ただし、特に併給できることを定めた場合は、この限りでない。</p> <p>2 教育職員の扶養家族又は扶養遺族が第32条第2項又は第44条第2項</p>	<p>の規定により二以上の給付について共通に加給の原因となるときは、最初の給付事由の生じた給付についてのみ加給の原因となるものとする。 (権利の消滅)</p> <p>第7条 年金である給付を受ける権利を有する者が、次の各号の一に該当するに至ったときは、その権利は、消滅する。</p> <p>(1) 死亡したとき</p> <p>(2) 死刑又は無期若しくは3年を超える懲役若しくは禁この刑に処せられたとき</p> <p>(3) 在職中の職務に関する犯罪(過失犯を除く。)により禁こ以上の刑に処せられたとき</p> <p>(4) 国籍を失ったとき</p> <p>2 退職年金権を有する者に対する前項第3号の規定の適用については再在職によって生じた権利のみが消滅するものとする。 (権利の調査)</p> <p>第8条 市長は、年金である給付を受ける権利を有するものについて、その権利の存否を調査しなければならない。 (届出)</p> <p>第9条 年金である給付を受ける権利を有する者が、第7条、第25条、第26条、第46条又は第51条の規定に該当し、年金である給付を受けることができなくなったときは、本人又はその遺族はその旨を遅滞なく市長に届け出なければならない。 (支払未済の給付の支給)</p> <p>第10条 給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができた給付で、その支払いを受けなかったものがあるときは、これをこの者の遺族に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者が相続人に支給する。</p> <p>2 前項の規定により給付を受けるべき遺族及びその順位は、遺族年金を受けるべき遺族及びその順位による。</p>
---	---

<p>3 第1項の場合において、死亡した給付を受ける権利を有する者が、まだ給付の請求をしなかったときは、その支給を受けるべき遺族又は相続人は自己の名をもって、その請求をすることができる。</p> <p>4 第1項の場合において、給付を受ける権利を有する者が、その死亡前に裁定を受けた給付については、死亡者の遺族又は相続人は自己の名をもって、その支給を受けることができる。</p> <p>5 第42条の規定は、第3項及び第4項の給付の請求及び前項の支給の請求について、準用する。 (譲渡等の禁止)</p> <p>第11条 給付を受ける権利を有する者は、その権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、国民金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定に違反したときは、その給付の支給を差し止めるものとする。 (裁定)</p> <p>第12条 給付を受ける権利は、市長が裁定する。 (在職期間の計算)</p> <p>第13条 在職期間の計算は、就職した日の属する月から退職又は死亡した日の属する月までの年月数による。</p> <p>2 退職した後再就職したときは、前後の在職期間を合算する。ただし、退職一時金又は第52条に規定する遺族一時金の基礎となるべき在職期間については、前に退職一時金の基礎となった在職期間その他の前在職期間の年月数については、この限りでない。</p> <p>3 前項の場合において、同じ月が前後の在職期間に属するときは、その月は、後の在職期間には算入しない。</p> <p>4 準教育職員が引き続き教育職員(第2条第1項第1号に掲げる者に限る。以下この項において同じ。)となった場合においては、当該準教育職員としての在職期間の2分の1に相当する期間を教育職員としての在職期間に通算する。この場合において、月の中途で準教育職</p>	<p>員が教育職員となったときは、そのなった月は教育職員として在職したものとみなす。 (在職期間の半減)</p> <p>第14条 休職、停職その他現実に職務をとることを要しない在職期間で1以上にわたるものがあるときは、在職期間の計算においてこれを半減する。</p> <p>2 前項に規定する期間が1以上にわたるときは、その期間が在職期間の計算において1以上に計算されるすべての場合をいう。ただし、現実に職務をとることを要する日のあった月は、在職期間の計算において、これを半減しない。 (在職期間の除算)</p> <p>第15条 次の各号に掲げる在職期間は、在職期間の計算において、これを除算する。</p> <p>(1) 退職年金権又は公務傷病年金権が消滅した場合において、その権利の基礎となった在職期間</p> <p>(2) 第22条の規定により給付を受ける資格を失った在職期間</p> <p>(3) 退職後在職中の職務に関する犯罪(過失犯を除く。)につき、禁こ以上の刑に処せられたときは、その犯罪を含む引き続いた在職期間</p> <p>(4) 不法にその職務をはなれた月から職務に復した月までの在職期間 (給料の額)</p> <p>第16条 教育職員が二以上の職を併有して各職について給料を支給される場合においては、その額を合算した額をもってその者の給料の額とする。 (給料年額の計算)</p> <p>第17条 この条例における退職当時の給料年額の計算については、次の特例による。</p> <p>(1) 公務により負傷し又は疾病にかかり、このため退職し、又は死</p>
---	---

<p>亡した者について、退職又は死亡前1年以内に昇給があった場合において、退職又は死亡の1年前の号給より2号給をこえる上位の号給に昇給したときは、2号給上位の号給に昇給したもとする。</p> <p>(2) 前号に規定する者以外の者について退職又は死亡前1年以内に昇給があった場合において、退職又は死亡の1年前の号給より1号給をこえる上位の号給に昇給したときは、1号給上位の号給に昇給したもとする。</p> <p>2 転職による給料の増額は、これを昇給とみなす。</p> <p>3 前項の場合において、第1項に規定する1号給又は2号給上位の号給への昇給については、新しい職について定められた給料中、前の職につき支給された給料に直近多額の金額をもって1号給上位の号給とし、これに直近する上位の号給をもって2号給上位の号給とする。</p> <p>4 実在職期間が1年未満であるときは、給料の関係においては、就職前も就職当時の給料をもって在職したものとみなす。 (納付金)</p> <p>第18条 教育職員は、毎月その給料の100分の2に相当する金額を市に納付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による納付金の納付は、給料支給機関が教育職員に給料を支給する際、その給料から控除して行うものとする。 (一般職員としての在職期間)</p> <p>第19条 一般職員であった者に対するこの条例の適用については、一般職員として在職した期間は、教育職員として在職したものとみなす。</p> <p>第2章 教育職員に対する給付 (退職年金)</p> <p>第20条 教育職員が在職期間17年以上で退職したときは、その者に退職年金を支給する。</p> <p>2 前項の退職年金の年額は、在職期間17年以上18年未満に対し、退職当時の給料年額の150分の50に相当する金額とし、17年以上1年を増</p>	<p>すごとにその1年に対し、退職当時の給料年額の150分の1に相当する金額を加えた金額とする。</p> <p>3 在職期間が40年をこえる者に対して支給する退職年金の年額は、在職期間を40年として計算した場合における金額とする。</p> <p>4 第23条第1項第2号若しくは第3号又は第29条の規定により在職期間が17年未満の者に支給すべき退職年金の年額は、在職期間が17年の者に支給すべき退職年金の年額とする。 (退職一時金を受けた者の退職年金)</p> <p>第21条 退職一時金を受けた後、その退職一時金の基礎となった在職期間の年数1年を2月に換算した月数内に教育職員に再就職した者に退職年金を支給する場合においては、その換算月数と退職の月の翌月から再就職の月までの月数との差月数を退職一時金の額の算出の基礎となった給料月額(退職当時の給料年額の12分の1に相当する金額をいう。以下同じ。)の2分の1に乗じた金額の15分の1に相当する金額を控除したもをもって、その退職年金の年額とする。ただし、差月数1月について退職一時金の算出の基礎となった給料月額の2分の1の割合をもって計算した金額を返還したときは、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書の規定による退職一時金の返還は、再就職の月の翌月から1年以内に一時又は分割して行わなければならない。</p> <p>3 前項の規定により退職一時金の全部又は一部を返還し、失格原因がなくて再在職を退職した場合において退職年金権が生じないときは、当該返還者に還付する。 (失格)</p> <p>第22条 教育職員が次の各号の一に該当するときは、その引き続いた退職につき給付を受ける資格を失う。</p> <p>(1) 懲戒免職の処分により退職したとき</p> <p>(2) 在職中禁こ以上の刑に処せられたとき (退職年金権者の再就職による改定)</p>
---	--

第23条 退職年金権を有する者が、教育職員に再就職し失格原因がなくて退職した場合において次の各号の一に該当するときは、その退職年金又は公務傷病年金の年額を改定する。

- (1) 再就職後在職1年以上で退職したとき
- (2) 再就職後公務により負傷し、又は疾病にかかり重度障害の状態となり退職したとき
- (3) 再就職後公務により負傷し、又は疾病にかかり退職した後5年以内にこのために重度障害の状態となり、又はその程度が増進した場合において、その期間内に請求したとき

2 前項第3号の場合においては、第29条第3項の規定を準用する。

第24条 前条の規定により退職年金の年額を改定する場合には、前後の在職期間を合算してその年額を定め、公務傷病年金を改定する場合は、前後の負傷又は疾病の程度を合わせたものをもって重度障害の程度としてその年額を定める。

2 前項の場合において、改定された退職年金の年額が従前の退職年金の年額より少ないときは、従前の年額をもって改定された退職年金の年額とする。

(再就職による退職年金の停止)

第25条 退職年金権を有する者が、教育職員として就職するときは、就職の月の翌月から退職の月まで退職年金の支給を停止する。ただし、実在職期間が1月未満であるときは、この限りでない。

(受刑による退職年金等の停止)

第26条 退職年金権又は公務傷病年金権を有する者が3年以下の懲役又は禁この刑に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終り、又は執行を受けることがなくなる月まで退職年金又は公務傷病年金の支給を停止する。ただし、刑の執行猶予の言い渡しを受けたときは、停止しない。その言い渡しを取り消されたときは、取り消しの月の翌月から刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなる月まで停止する。

(若年による退職年金の停止)

第27条 退職年金は、これを受ける権利を有する者が45歳に満ちる月まではその全額の、45歳に満ちる月の翌月から50歳に満ちる月まではその10分の5の額の、50歳に満ちる月の翌月から55歳に満ちる月まではその10分の3の額の支給を停止する。

2 退職年金に公務傷病年金又は第36条に規定する公務傷病一時金を併給する場合には、前項の規定は適用しない。

3 公務によらない負傷若しくは疾病が第31条又は第37条に規定する程度に達したため退職した場合には、退職後5年間は第1項の規定は適用しない。

4 前項の期間が満了する6月前までに負傷又は疾病が回復しない者は市長に対し前項の期間の延長を請求することができる。この場合において、その者の負傷又は疾病が前項に規定する程度に達しているときは、第1項の規定は引き続き適用しない。

(高額所得による退職年金の停止)

第28条 退職年金は、その年額が9万5千円以上で、これを受ける権利を有する者の前年における退職年金以外の所得の年額が50万円をこえるときは、退職年金の支給年額9万5千円を下らない範囲内において、次の区分によってその支給を停止する。

(1) 退職年金の年額と退職年金以外の所得の年額との合計額が69万円以下であるときは、59万5千円をこえる金額の2割の金額に相当する金額

(2) 退職年金の年額と退職年金以外の所得の年額との合計額が69万円をこえ、88万円以下であるときは、59万5千円をこえ69万円以下の金額の2割の金額及び69万円をこえる金額の3割の金額の合計額に相当する金額。ただし、停止される金額は、退職年金の年額の3割をこえることはない。

(3) 退職年金の年額と退職年金以外の所得の年額との合計額が88万円をこえ120万円以下であるときは、59万5千円をこえ69万円以

<p>下の金額の2割の金額、69万円をこえ88万円以下の金額の3割の金額及び88万円をこえる金額の4割の金額の合計額に相当する金額。ただし、停止される金額は退職年金の年額の4割をこえることはない。</p> <p>(4) 退職年金の年額と退職年金以外の所得の年額との合計額が120万円をこえるときは、59万5千円をこえ69万円以下の金額の2割の金額、69万円をこえ88万円以下の金額の3割の金額、88万円をこえ120万円以下の金額の4割の金額及び120万円をこえる金額の5割の金額の合計額に相当する金額。ただし、停止される金額は、退職年金の年額の5割をこえることはない。</p> <p>2 前項の退職年金以外の所得の年額は、所得税法(昭和22年法律第27号)第9条に規定する総所得金額の計算の例により計算するものとする。</p> <p>3 第1項に規定する退職年金の支給の停止は、前項の計算に基づいてその年の7月から翌年6月に至る期間分の退職年金について行う。ただし、退職年金の給付事由が生じた月の翌月から翌年6月に至る期間分の退職年金についてはこの限りでない。</p> <p>4 退職年金の請求又は裁定の遅延により、前年以前の分の退職年金について、第1項に規定する退職年金の支給の停止を行う場合においては、その停止額は前項本文の規定にかかわらず、その停止を行うべき期間後の期間分の退職年金の支給額からもこれを控除することができる。</p> <p>(公務傷病年金)</p> <p>第29条 教育職員が公務により負傷し、又は疾病にかかり重度障害の状態となり、失格原因がなくて退職したときは、その者に退職年金及び公務傷病年金を支給する。</p> <p>2 教育職員が公務により負傷し、又は疾病にかかり失格原因がなくて退職した後5年以内に、これがため重度障害の状態となり、又はその程度が増進した場合において、その期間内に請求したときは新たに</p>	<p>退職年金及び公務傷病年金を支給し、又は現に受ける公務傷病年金を重度障害の程度に応ずる公務傷病年金に改定する。</p> <p>3 前項の期間を経過した場合でも市長が重度障害が公務に起因していることがあきらかであると認めたときは、その認めた月の翌月から新たにその程度に応ずる公務傷病年金及び退職年金を支給し、又は現に受ける公務傷病年金をその程度に応じ改定する。</p> <p>4 教育職員が公務により負傷し、又は疾病にかかり重度障害の状態となった場合においても、教育職員が重大な過失があったときは、前3項に規定する退職年金及び公務傷病年金は支給しない。</p> <p>(公務傷病とみなす傷病)</p> <p>第30条 教育職員が次の各号の一に該当するときは、公務により負傷し、又は疾病にかかったものとみなす。</p> <p>(1) 公務で旅行中別表第1に掲げる流行病にかかったとき</p> <p>(2) 教育職員である特別の事情に関連して生じた不慮の災厄により負傷し、又は疾病にかかり、市長が公務に起因したものと認めるとき</p> <p>(重度障害の程度)</p> <p>第31条 公務傷病年金を支給する重度障害の程度は、別表第2に掲げる7項とする。</p> <p>(公務傷病年金の年額)</p> <p>第32条 公務傷病年金の年額は、重度障害の程度により定めた別表第3の金額とする。</p> <p>2 公務傷病年金権を有する者に扶養家族があるときは、その人数を4,800円に乗じて得た金額を前項の公務傷病年金の年額に加給する。</p> <p>3 前項の扶養家族とは、公務傷病年金権を有する者の妻並びに公務傷病年金権を有する者の退職の当時から引き続いてその者により生計を維持し、又はその者と生計をともにする祖父母、父母及び未成年の子をいう。</p>
--	---

<p>4 前項の規定にかかわらず、公務傷病年金権を有する者の退職後出生した未成年の子で、出生の当時から引き続き公務傷病年金権を有する者により生計を維持し、又はその者と生計をともにするものは、同項の未成年の子と合わせて4人をこえない人数を限り扶養家族とする。</p> <p>5 前項の未成年の子については、第2項の金額は、2,400円とする。ただし、その1人については、第3項の未成年の子がないときに限り、第2項の金額によるものとする。</p> <p>6 公務傷病年金権を有する者(公務により負傷し、又は疾病にかかり生殖機能を失った者に限る。)が退職した後養子となった未成年の子で、縁組当時から引き続いて公務傷病年金権を有する者により生計を維持し、又はその者と生計をともにするものがあるときは、第3項の規定にかかわらず当該養子以外の子がないときに限り、その者1人を扶養家族とする。</p> <p>7 公務傷病年金権を有する者の重度障害の程度が特別項症乃至第2項症に該当するときは、24,000円を第1項の公務傷病年金の年額に加給する。 (有期の公務傷病年金)</p> <p>第33条 市長は、公務傷病年金の裁定をするに当たり将来重度障害が回復し、又はその程度が低下することがあると認めるときは、退職年金及び公務傷病年金を支給する期間を5年間とすることができる。</p> <p>2 前項の期間が満了する6月前までに重度障害が回復しない者又はその程度が低下しない者は、市長に再審査を請求することができる。この場合において、再審査の結果退職年金及び公務傷病年金を支給することが適当であると市長が認めるときは、退職年金及び相当の公務傷病年金を支給する。 (公務災害補償との調整)</p> <p>第34条 公務傷病年金(第32条第2項から第7項までの規定による加給</p>	<p>を含む。)は、これを受ける権利を有する者が労働基準法(昭和22年法律第49号)第77条の規定による障害補償又はこれに相当する給付で、同法第84条第1項の規定に該当するものを受ける権利を有する者であるときは、当該補償又は給付を受ける事由の生じた月の翌月から6年間は、その支給を停止する。ただし、その年額中当該補償又は給付の金額の6分の1に相当する金額をこえる部分については、この限りでない。 (退職一時金)</p> <p>第35条 教育職員が在職期間3年以上17年未満で退職したときは退職一時金を支給する。</p> <p>2 前項の退職一時金の金額は、退職当時の給料月額に相当する金額に在職期間の年数を乗じて得た金額とする。 (公務傷病一時金)</p> <p>第36条 教育職員が公務により負傷し、又は疾病にかかり重度障害の程度には至らないが第37条に規定する傷病の程度に達し、失格原因がなくて退職したときは、これに公務傷病一時金を支給する。</p> <p>2 教育職員が公務のため負傷し、又は疾病にかかり失格原因がなくて退職した後、5年以内に、これがため重度障害の程度に至らないが次条に規定する傷病の程度に達した場合において、その期間内に請求したときは、これに公務傷病一時金を支給する。</p> <p>3 前項の期間を経過した場合でも、市長がその傷病が公務に起因していることがあきらかであると認めるときは、これに公務傷病一時金を支給する。</p> <p>4 第29条第4項の規定は、前3項の規定により支給する公務傷病一時金について準用する。</p> <p>5 公務傷病一時金は、労働基準法第77条の規定による障害補償又はこれに相当する給付で同法第84条第1項の規定に該当するものを受ける権利を有する者には、支給しないものとする。ただし、当該補償又は給付の金額が公務傷病一時金の金額より少ないときは、この限</p>
--	---

<p>りでない。</p> <p>6 公務傷病一時金は、退職年金又は退職一時金と併給することができる。 (傷病の程度)</p> <p>第37条 公務傷病一時金を支給する傷病の程度は、別表第4に掲げる5款とする。 (公務傷病一時金の額)</p> <p>第38条 公務傷病一時金の金額は、傷病の程度により定めた別表第5の金額とする。</p> <p>2 第36条第5項ただし書の規定により支給すべき公務傷病一時金の金額は、前項の規定による金額とその者の受けるべき労働基準法第77条の規定による障害補償又はこれに相当する給付で、同法第84条第1項の規定に該当するものの金額との差額とする。 (公務傷病一時金の返還)</p> <p>第39条 公務傷病一時金の給付事由が生じた後4年以内に第29条第2項又は第3項の規定により公務傷病年金の給付事由が生ずるに至ったときは、その受けた公務傷病一時金の金額の64分の1に相当する金額に公務傷病一時金の給付事由が生じた月から起算して公務傷病年金の給付事由が生じた月までの月数と48月との差月数を乗じた金額の公務傷病一時金を返還させるものとする。</p> <p>2 前項の規定により公務傷病一時金を返還させる場合においては、公務傷病年金を支給する際、その返還額に達するまで公務傷病年金の支給額の3分の1に相当する金額を限度として控除して返還させるものとする。</p> <p>第3章 遺族に対する給付 (遺族年金)</p> <p>第40条 教育職員又は教育職員であった者が次の各号の一に該当するときは、その遺族年金を支給する。 (1) 在職期間17年以上の教育職員又は教育職員であった者が在職</p>	<p>中又は退職後に公務によらない負傷又は疾病により死亡したとき。</p> <p>(2) 教育職員が在職中又は退職後に公務による負傷又は疾病により死亡したとき。</p> <p>(3) 公務傷病年金を支給される教育職員であった者が公務によらない負傷又は疾病により死亡したとき。 (遺族年金を受ける者の順位)</p> <p>第41条 遺族年金を受ける遺族の順位は、妻、未成年の子、夫、父母、成年の子、祖父母の順序とする。</p> <p>2 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。</p> <p>3 先順位者であるべき者が後順位者である者より後に生ずるに至ったときは、前2項の規定は、当該後順位者が失権した後に限り適用する。 (同順位者が2人以上ある場合の給付の請求等)</p> <p>第42条 前条第1項及び第2項の規定による同順位の遺族が2人以上あるときは、そのうち1人を総代者として遺族年金の請求又は遺族年金の支給の請求をしなければならない。 (夫又は成年の子の遺族年金)</p> <p>第43条 夫又は成年の子は、重度障害の状態で生活資料をうるみちのないときに限り、遺族年金を支給する。 (遺族年金の額)</p> <p>第44条 遺族年金の年額は、これを受ける者の人員にかかわらず、次の各号に掲げる金額とする。 (1) 第40条第1号の場合は、教育職員又は教育職員であった者に支給され又は支給されるべき退職年金の年額の10分の5に相当する額 (2) 第40条第2号の場合は、前号の規定による金額に退職当時の給</p>
--	--

<p>料年額により定めた別表第6の率を乗じて得た金額</p> <p>(3) 第40条第3号の場合は、第1号の規定による金額に退職当時の給料年額により定めた別表第7の率を乗じて得た金額</p> <p>2 前項第2号及び第3号に規定する額の遺族年金を受ける者に扶養親族があるときは、その人数を4,800円に乗じて得た金額を当該各号の遺族年金の年額に加給する。</p> <p>3 前項の扶養親族とは、遺族年金権を有する者により生計を維持し、又はこれと生計をともにする遺族で、遺族年金を受ける要件をそなえるものをいう。</p> <p>(失格)</p> <p>第45条 教育職員又は教育職員であった者の死亡後、遺族が次の各号の一に該当するときは、遺族年金を受ける資格を失う。</p> <p>(1) 子が婚姻したとき若しくは遺族以外の者の養子となったとき、又は子が教育職員の養子である場合において離縁したとき。</p> <p>(2) 夫が婚姻したとき又は遺族以外の者の養子となったとき。</p> <p>(3) 父母又は祖父母が婚姻によってその氏を改めたとき。</p> <p>(受刑による遺族年金の停止)</p> <p>第46条 遺族年金権を有する者が、3年以下の懲役又は禁この刑に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終り、又は執行を受けることがなくなる月まで遺族年金の支給を停止する。ただし、刑の執行猶予の言い渡しを受けたときは停止しない。その言い渡しを取り消されたときは、取り消しの月の翌月から刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなる月まで停止する。</p> <p>2 前項の規定は、禁こ以上の刑に処せられて刑の執行中又は執行前である者に、遺族年金を支給する事由が生じた場合について準用する。</p> <p>(所在不明による遺族年金の停止)</p> <p>第47条 遺族年金権を有する者の所在が1年以上不明であるときは、その者の同順位者又は次順位者の申請により所在が不明である間、遺</p>	<p>族年金の支給を停止することができる。</p> <p>(遺族年金の転給)</p> <p>第48条 前2条の規定により遺族年金の支給を停止すべき事由がある場合には、当該期間に係る遺族年金は、同順位があるときはその同順位者に、同順位者がなく次順位者があるときは、その次順位者に転給する。</p> <p>(同順位者が2人以上ある場合の給付の停止の申請等)</p> <p>第49条 第42条の規定は、第47条の遺族年金の支給の停止の申請並びに前条の遺族年金の転給の請求及びその支給の請求について準用する。</p> <p>(公務災害補償との調整)</p> <p>第50条 第40条第1項第2号又は第3号の規定による遺族年金権を有する者が、労働基準法第79条の規定による遺族補償又はこれに相当する給付で、同法第84条第1項の規定に該当するものを受ける権利を有する者であるときは、当該補償又は給付を受ける事由の生じた月の翌月から6年間その遺族年金の年額と第44条第1項第1号の規定による金額との差額と同条第2項の規定による加給年額を加えた金額の支給を停止する。ただし、停止される金額は、当該補償又は給付の金額の6分の1に相当する金額をこえることはない。</p> <p>(遺族年金の失権)</p> <p>第51条 遺族年金権を有する者が次の各号の一に該当するに至ったときは、その権利を失う。</p> <p>(1) 配偶者が婚姻したとき又は遺族以外の者の養子となったとき。</p> <p>(2) 子が婚姻したとき若しくは遺族以外の者の養子となったとき又は子が教育職員の養子である場合において離縁したとき。</p> <p>(3) 父母又は祖父母が婚姻によってその氏を改めたとき。</p> <p>(4) 重度障害の状態で生活資料をうるみちのない夫又は成年の子について、その事情がなくなったとき。</p>
---	--

2 届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる遺族については、市長はその者の有する遺族年金権を失わせることができる。
(遺族一時金)

第52条 教育職員が在職期間3年以上17年未満で在職中死亡した場合には、その遺族に遺族一時金を支給する。

2 前項の遺族一時金の金額は、これを受けるべき者の人員にかかわらず、教育職員が死亡の際における給料月額にその在職期間の年数を乗じて得た金額とする。

3 第41条中遺族の順位に関する規定並びに第42条及び第43条の規定は、第1項の遺族一時金を支給する場合について準用する。
(兄弟姉妹の遺族一時金)

第53条 教育職員が第40条各号の一に該当し、兄弟姉妹以外に遺族年金を受けるべき者がいない場合においては、その兄弟姉妹が未成年であるとき、又は重度障害の状態であって生活資料をうるみちがないときに限り、当該兄弟姉妹に遺族一時金を支給する。

2 前項の遺族一時金の金額は、兄弟姉妹の人員にかかわらず、遺族年金年額に相当する金額の1年分から5年分までに相当する金額とする。

3 第42条の規定は、前2項の遺族一時金の請求について準用する。

第4章 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算
(普通恩給権等を有しない者の在職期間の通算)

第54条 公務員、都道府県の職員又は他の市町村の教育職員であった者(普通恩給権、都道府県の退職年金権、他の市町村の退職年金権又は退職年金権を有する者を除く。以下次条において同じ。)で、引き続いて教育職員となったものが退職(在職中の死亡を含む。以下同じ。)した場合において、当該就職前の公務員としての在職期間、都道府県の職員としての在職期間、他の市町村の教育職員としての在職期間及び教育職員としての在職期間(以下「当該就職前の在職期間」という。)と当該就職後の在職期間とを合算して17年に達しないときは、当該就職後の在職期間に引き続く当該就職前の在職期間(以下「接続在職期間」という。)を当該就職後の在職期間に通算する。

第55条 公務員、都道府県の職員又は他の市町村の教育職員であった者で、教育職員となったもの(教育職員となり、教育職員を退職し、更に教育職員となったものを含む。以下次条において同じ。)が退職した場合において、当該就職前の在職期間と当該就職後の在職期間とを合算して17年に達するときは、当該就職前の在職期間を当該就職後の在職期間に通算する。
(普通恩給権等を有する者の在職期間の通算)

第56条 普通恩給権、都道府県の退職年金権、他の市町村の退職年金権又は退職年金権を有する公務員、都道府県の職員又は他の市町村の教育職員であった者で、教育職員となったものが退職した場合において、当該就職後の在職期間が1年以上であるとき(当該就職後の在職期間と接続在職期間とを合算して1年以上であるときを含む。)は、当該就職前の在職期間を当該就職後の在職期間に通算する。ただし、当該就職前の在職期間と当該就職後の在職期間とを合算しても17年に達しないときは、この限りでない。
(在職期間の計算)

第57条 教育職員としての在職期間に通算すべき公務員としての在職期間は、恩給の基礎となるべき在職期間とする。

2 教育職員としての在職期間に通算すべき都道府県の職員としての在職期間又は他の市町村の教育職員としての在職期間は、令第174条の55の規定により公務員としての在職期間に通算されるべき都道府県の職員としての在職期間又は他の市町村の教育職員としての在職期間とする。

3 都道府県又は他の市町村の退職年金条例に規定する準教育職員(準教育職員に相当する者をいう。以下同じ。)であった者が、引き続い

<p>て教育職員(第2条第1項第1号に規定する教育職員に限る。以下本条中同じ。)又は準教育職員となった場合においては、当該都道府県又は他の市町村の退職年金条例に規定する準教育職員としての在職期間の2分の1に相当する期間を教育職員としての在職期間(教育職員としての在職期間に引き続く準教育職員としての在職期間を含む。)に通算する。ただし、都道府県又は他の市町村が本市と同様の措置を講じていない場合は、この限りでない。</p> <p>(退職一時金の調整)</p> <p>第58条 退職年金権を有しない教育職員であった者が引き続いて公務員、都道府県の職員又は他の市町村の教育職員となったときは、当該就職後の在職期間に接続する教育職員としての在職期間(第55条の規定により教育職員としての在職期間に通算されるべき公務員、都道府県の職員、他の市町村の教育職員及び教育職員としての在職期間を含む。以下第60条において同じ。)に係る退職一時金は支給しない。</p> <p>(退職年金の停止及び消滅)</p> <p>第59条 退職年金権を有する教育職員であった者が公務員、都道府県の職員又は他の市町村の教育職員となった場合においては、当該就職の日の属する月の翌月から公務員、都道府県の職員又は他の市町村の教育職員を退職した月の属する月までの間に係る退職年金の支給を停止する。</p> <p>2 月の末日に教育職員を退職した者(退職年金権を有する者に限る。)が、その月の翌月の初日に公務員、都道府県の職員又は他の市町村の教育職員となったときは、前項の規定にかかわらず、当該就職した月から退職年金の支給を停止する。</p> <p>3 退職年金権を有し、普通恩給権を有しない教育職員であった者が公務員となったものについて、普通恩給権又は扶助料権が発生したときは、退職年金権は消滅する。</p> <p>4 退職年金権又は退職年金権及び普通恩給権を有する教育職員であ</p>	<p>った者で、都道府県の職員又は他の市町村の教育職員となったものについて、当該都道府県の退職年金権若しくは遺族年金権又は当該他の市町村の退職年金権若しくは遺族年金権が発生したときは、退職年金権は消滅する。</p> <p>(一時恩給等を受けた者の退職年金)</p> <p>第60条 第55条の場合において、次の各号に掲げる者に退職年金を支給するときは、当該各号に掲げる額の15分の1に相当する額を減じた額をもって退職年金の年額とする。</p> <p>(1) 公務員、都道府県の職員又は他の市町村の教育職員であった者で引き続いて教育職員となったもののうち、接続在職期間の直前に、これに引き続かない最短一時恩給年限以上の公務員としての在職期間(令第174条の53第1項の規定により公務員としての在職期間に通算されるべき都道府県の職員、他の市町村の教育職員又は教育職員としての在職期間を含む。以下本条において同じ。)でその年数1年を2月に換算した月数内に接続在職期間が始まるもの(以下本号中「前在職期間」という。)を有する者、換算月数と前在職期間が終わる月の翌月から接続在職期間が始まる月までの月数との差月数を前在職期間に対して受けた一時恩給の額の算出の基礎となった俸給月額の2分の1に乗じて得た額</p> <p>(2) 公務員、都道府県の職員又は他の市町村の教育職員であった者で引き続いて教育職員となったもののうち、接続在職期間の直前に、これに引き続かない最短一時金年限以上の都道府県の職員としての在職期間(令第174条の51第1項又は第174条の52第1項の規定に基づく都道府県の退職年金条例の規定により、都道府県の職員としての在職期間に通算されるべき公務員、都道府県の職員、他の市町村の教育職員又は教育職員としての在職期間を含む。以下本条において同じ。)又は他の市町村の教育職員としての在職期間(令第174条の51第1項又は第174条の52第1項の規定に基づく他の市町村の退職年金条例の規定により、他の市町村の教</p>
--	--

<p>育職員として、在職期間に通算されるべき公務員、都道府県の職員、他の市町村の教育職員又は教育職員としての在職期間を含む。(以下本条において同じ。)で、その年数1年を2月に換算した月数内に接続在職期間が始まるもの(以下本号中「前在職期間」という。)を有する者、換算月額と前在職期間が終わる月の翌月から接続在職期間が始まるまでの月数との差月数を前在職期間に対して受けた都道府県の退職一時金又は他の市町村の退職一時金の額の算出の基礎となった給料月額の2分の1に乗じて得た額</p> <p>(3) 公務員、都道府県の職員又は他の市町村の教育職員であった者で引き続いて教育職員となったもののうち、接続在職期間の直前に、これに引き続かない3年以上の教育職員としての在職期間で、その年数1年を2月に換算した月数内に接続在職期間が始まるもの(以下本号中「前在職期間」という。)を有する者、換算月額と前在職期間が終わる月の翌月から接続在職期間が始まる月までの月数との差月数を前在職期間に対して受けた退職一時金の額の算出の基礎となった給料月額の2分の1に乗じて得た額</p> <p>(4) 公務員であった者で、引き続くことなく教育職員となったもののうち、当該就職後の在職期間の直前に最短一時恩給年限以上の公務員としての在職期間で、その年数1年を2月に換算した月数内に当該就職後の在職期間が始まるもの(以下本号中「前在職期間」という。)を有する者、換算月額と前在職期間が終わる月の翌月から当該就職後の在職期間が始まる月までの月数との差月数を前在職期間に対して受けた一時恩給の額の算出の基礎となった俸給月額の2分の1に乗じて得た額</p> <p>(5) 都道府県の職員又は他の市町村 教育職員であった者で、引き続くことなく教育職員となったもののうち、当該就職後の在職期間の直前に、最短一時金年限以上の都道府県の職員としての在職期間又は他の市町村の教育職員としての在職期間でその年数1年を2月に換算した月数内に当該就職後の在職期間が始まるもの</p>	<p>(以下本号中「前在職期間」という。)を有する者、換算月数と前在職期間が終わる月の翌月から当該就職後の在職期間が始まる月までの月数との差月数を、前在職期間に対して受けた都道府県の退職一時金又は他の市町村の退職一時金の額の算出の基礎となった給料月額の2分の1に乗じて得た額</p> <p>(6) 公務員、都道府県の職員又は他の市町村の教育職員であった者で教育職員となり、教育職員を退職し、更に教育職員となったもののうち、当該就職後の在職期間の直前に3年以上の教育職員としての在職期間でその年数1年を2月に換算した月数内に当該就職後の在職期間が始まるもの(以下本号中「前在職期間」という。)を有する者、換算月額と前在職期間が終わる月の翌月から当該就職後の在職期間が始まる月までの月数との差月数を前在職期間に対して受けた退職一時金の額の算出の基礎となった給料月額の2分の1に乗じて得た額</p> <p>(普通恩給権を有する者の退職年金等)</p> <p>第61条 第56条の場合において、普通恩給権を有する者に退職年金を支給するときは、その者の受ける普通恩給の年額に相当する額を減じた額をもって退職年金の年額とする。</p> <p>2 第56条の場合において、在職期間が17年に達しない者があるときは、その者の第56条に規定する当該就職後の在職期間に係る退職一時金又は遺族一時金は支給しない。</p> <p>3 第56条の場合において、都道府県の退職年金権又は他の市町村の退職年金権を有し、普通恩給権を有しない者に退職年金を支給する場合において、退職年金の年額が都道府県又は他の市町村の退職年金の年額に達しないときは、都道府県又は他の市町村の退職年金の年額をもって退職年金の年額とする。</p> <p>(在職期間の通算に伴う通知)</p> <p>第62条 市長は、都道府県の退職年金権又は他の市町村の退職年金権を有する者が教育職員となったとき、及びその者が退職したときは</p>
--	--

<p>速やかにその旨をその者に当該退職年金を支給する都道府県又は他の市町村に通知するものとする。</p> <p>2 前項に規定する退職の通知をする場合においては、その者について退職年金権又は遺族年金権が発生しないときはその旨を、退職年金権又は遺族年金権が発生するときはその退職年金権又は遺族年金権の裁定をした旨をあわせて通知するものとする。</p> <p>3 市長は、普通恩給権を有する者が教育職員となったとき、及びその者が退職したときは、速やかにその旨をその者の普通恩給権の裁定庁に通知するものとする。 (普通恩給権等を有する者の届出義務)</p> <p>第63条 普通恩給権、都道府県の退職年金権又は他の市町村の退職年金権を有する者が、教育職員となったときは、その者は、速やかにその旨を当該普通恩給権の裁定庁又は当該都道府県若しくは当該他の市町村に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定による普通恩給権の裁定庁への届出は、当該普通恩給の支給庁を経由して行わなければならない。 (公務傷病年金権等を有する者の特例)</p> <p>第64条 舞鶴市吏員退隠料其他給与金条例第15条に規定する公務傷病による退隠料又は恩給法第2条第1項に規定する増加恩給若しくはこれに相当する都道府県若しくは他の市町村の退職年金条例に規定する給付を受ける権利を有するに至った者の公務員、都道府県の職員又は他の市町村の教育職員としての在職期間と教育職員としての在職期間の通算については、本章の規定は、適用しない。 (他の市町村の教育職員の在職期間の通算に関する特例)</p> <p>第65条 他の市町村の教育職員に適用される当該他の市町村の退職年金条例の規定が、次に掲げる基準に従って定められていないときは、他の市町村の教育職員としての在職期間と教育職員としての在職期間の通算については、本章の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 最短年金年限が17年であること。</p>	<p>(2) 退職年金の年額が、在職期間が17年の場合においては、退職当時の給料年額の150分の50に相当する金額であり、在職期間が17年をこえる場合においては、当該金額にそのこえる年数1年につき退職当時の給料年額の150分の1に相当する金額を加えた金額であること。</p> <p>第5章 雑則 (規則への委任)</p> <p>第66条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行し、本則並びに附則第7条、第8条、第9条及び第10条の規定は、昭和34年3月31日(以下「適用日」という。)以後教育職員を退職した者又は教育職員として在職中死亡した者について適用する。 (退職年金の受給資格に関する経過措置)</p> <p>第2条 在職期間が17年未満の教育職員(第4章の規定により教育職員としての在職期間に通算されるべき公務員としての在職期間、都道府県の職員としての在職期間又は他の市町村の教育職員としての在職期間を有しない者に限る。)が退職した場合において、その者のこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前の在職期間の施行日以後の在職期間とを合算した在職期間の年数が次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる年数以上であるときは、その者に退職年金を支給する。この場合においては、退職一時金は支給しない。</p> <p>(1) 施行日前の在職期間が8年以上である者 15年 (2) 施行日前の在職期間が8年未満である者 16年 (施行日前の一般職員としての在職期間を有する者の退職年金の年額に関する特例)</p> <p>第3条 教育職員(第4章の規定により教育職員としての在職期間に通</p>
--	--

<p>算されるべき公務員、都道府県の職員又は他の市町村の教育職員としての在職期間を有しない者に限る。)で施行日前の一般職員又は教育職員としての在職期間を有するものに支給する退職年金の年額は、退職当時の給料年額に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる率の合算率を乗じて得た金額とする。</p> <p>(1) 施行日前の在職期間については、次に掲げる率</p> <p>ア 施行日前の在職期間の年月数が15年以上であるときは、15年については4分の1、15年をこえる年数については100分の1に当該こえる年数を乗じて得た率</p> <p>イ 施行日前の在職期間の年月数が15年未満であるときは、4分の1を15で除して得た数に施行日前の在職期間の年数を乗じて得た率</p> <p>(2) 施行日後の在職期間については、次に掲げる率</p> <p>ア 前号の率が150分の50未満である場合には、51分の1に150分の50と同号の率との差を51分の1で除して得た数(小数以下の端数があるときは、その端数を切り上げ、以下本号において「不足数」という。)を乗じた率と、150分の1にその者の全在職期間の年数から施行前の在職年数及び不足数に相当する年数を減じた後の在職期間の年数の数を乗じて得た率と合計した率</p> <p>イ 前号の率が150分の50以上である場合には、150分の1にその者の全在職期間の年数から施行日前の在職期間の年数を減じた後の在職期間の年数の数を乗じて得た率</p> <p>(退職年金の支給開始年齢に関する経過措置)</p> <p>第4条 前条の規定により計算された退職年金の額のうち、施行日前の在職期間に係る額の支給の停止については、第27条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>(普通恩給権等を有する者に関する経過措置)</p> <p>第5条 この条例の施行の際、現に在職する普通恩給権、都道府県の退職年金権、他の市町村の退職年金権又は退職年金権を有する教育職</p>	<p>員で、この条例に規定する在職期間の通算を希望するものは、施行日から起算して50日以内にその旨を市長に申し出なければならない。</p> <p>2 前項の規定は、普通恩給権、都道府県の退職年金権、他の市町村の退職年金権又は退職年金権を有する教育職員であった者で、適用日以後施行日の前日までに教育職員を退職したもの又は適用日以後施行日の前日までに教育職員を退職した後死亡したもの(教育職員として在職中死亡した者を含む。)の遺族について準用する。</p> <p>(適用日以後施行日の前日までに退職した者に対する経過措置)</p> <p>第6条 前条第2項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合を除き、適用日以後施行日の前日までに教育職員を退職した者又は適用日以後施行日の前日までに教育職員を退職した後死亡した者(教育職員として在職中死亡した者を含む。)の遺族でこの条例の規定による在職期間の通算を希望しないものは、施行日から起算して50日以内にその旨を市長に申し出なければならない。</p> <p>(在職期間の通算の申出をしなかった者に関する特例)</p> <p>第7条 この条例の規定は、附則第5条の規定による在職期間の通算を希望する旨の申し出をしなかった者又は前条の規定による在職期間の通算を希望しない旨を申し出た者の在職期間の通算については適用しない。</p> <p>2 この条例の規定は、地方自治法施行令の一部を改正する政令(昭和34年政令第154号。以下「改正令」という。)附則第6条第1項の規定による在職期間の通算を選択する旨の申し出をしなかった者又は同令附則第11条第2項の規定による在職期間の通算を選択しない旨を申し出た者が、教育委員となった場合における在職期間の通算については、適用しない。</p> <p>3 この条例の規定は、改正令附則第4条の規定に基づく都道府県又は他の市町村の退職年金条例の規定による在職期間の通算を選択する旨の申し出をしなかった者又は同令附則第11条第1項の規定に基</p>
---	--

づく都道府県又は他の市町村の退職年金条例の規定による在職期間の通算を選択しない旨を申し出た者が、教育職員となった場合における在職期間の通算については、適用しない。

(適用日前に普通恩給権等を有していた者の在職期間の通算に関する特例)

第8条 この条例の規定により公務員、都道府県の職員又は他の市町村の教育職員としての在職期間を通算されるべき教育職員で、適用日前に普通恩給権を有することとなったものについては、その者が適用日前において最短一時金年限以上の都道府県の職員又は他の市町村の教育職員としての在職期間を有していても、第56条の規定にかかわらず、当該在職期間を教育職員としての在職期間に通算しない。

2 この条例の規定により公務員、都道府県の職員又は他の市町村の教育職員としての在職期間を通算されるべき教育職員で、適用日前に都道府県の退職年金権又は他の市町村の退職年金権を有することとなったものについては、その者が適用日前において最短一時恩給年限以上の公務員としての在職期間又は最短一時金年限以上の当該都道府県以外の都道府県の職員若しくは当該他の市町村以外の市町村の教育職員としての在職期間を有していても、第56条の規定にかかわらず、当該在職期間を教育職員としての在職期間に通算しない。

3 この条例の規定により公務員、都道府県の職員又は他の市町村の教育職員としての在職期間を通算されるべき教育職員で、適用日前に退職年金権を有することとなったものについては、その者が適用日前において最短一時恩給年限以上の公務員としての在職期間又は最短一時金年限以上の都道府県の職員若しくは他の市町村の教育職員としての在職期間を有していても、第56条の規定にかかわらず、当該在職期間を教育職員としての在職期間に通算しない。

4 この条例の規定により公務員、都道府県の職員又は他の市町村の教

育職員としての在職期間を通算されるべき教育職員で、適用日前に普通恩給権、都道府県の退職年金権又は他の市町村の退職年金権を有することとなったもののうち、適用日前に給付事由が生じた退職一時金を受けた最短一時金年限以上の教育職員としての在職期間を有する者については、第56条の規定にかかわらず、当該在職期間を教育職員としての在職期間に通算しない。

(従前の一時恩給等を受けた者に関する経過措置)

第9条 公務員、都道府県の職員又は他の市町村の教育職員であった者で、引き続いて教育職員となったもののうち、接続在職期間に対して適用日前に給付事由が生じた一時恩給、都道府県の退職一時金、他の市町村の退職一時金及び退職一時金(以下「従前の一時恩給」と総称する。)を受けた者について退職一時金又は遺族一時金を支給するときは、その受けた従前の一時恩給等の額を減じた額をもって退職一時金又は遺族一時金の額とする。

2 従前の一時恩給等を受けた教育職員について、この条例中次の表の左欄に掲げる規定が適用される場合においては、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

第 60 条 第1号	前在職期間に 対して受けた 一時恩給の額	前在職期間に 対して受けた従 前の一時恩給等 の額を前在職期 間に対して受け たるべき一時恩 給の額で除して 得た数を乗じ 月額の2分の1 に乘じて得た額
第 60 条 第2号	前在職期間に 対して受けた 都道府県の退 職一時金又は	前在職期間に 対して受けるべ き都道府県の退 職一時金又は他 の市町村の退職 一時金の額の 算出の基礎とな るべき給料月額 の2分の1に乘 じて得た額に、 前在職期間に対 して受けた従前

	他の市町村の退職一時金の額の算出の基礎となった給料月額 $\frac{2}{1}$ に乘じて得た額	の一時恩給等の額を前在職期間に対して受けるべき都道府県の退職一時金又は他の市町村の退職一時金の額で除して得た数を乘じて得た額と接続在職期間に対して受けた従前の一時恩給等の額との合計額		の算出の基礎となった給料月額 $\frac{2}{1}$ に乘じて得た額	の退職一時金の額で除して得た数を乘じて得た額
第60条第3号	前在職期間に対して受けた退職一時金の額の算出の基礎となった給料月額 $\frac{2}{1}$ に乘じて得た額	前在職期間に対して受けるべき退職一時金の額の算出の基礎となるべき給料月額 $\frac{2}{1}$ に乘じて得た額に、前在職期間に対して受けた従前の一時恩給等の額を前在職期間に対して受けるべき退職一時金の額で除して得た数を乘じて得た額と接続在職期間に対して受けた従前の一時恩給等の額との合計額	第60条第6号	前在職期間に対して受けた退職一時金の額の算出の基礎となった給料月額 $\frac{2}{1}$ に乘じて得た額	前在職期間に対して受けるべき退職一時金の額の算出の基礎となるべき給料月額 $\frac{2}{1}$ に乘じて得た額に、前在職期間に対して受けた従前の一時恩給等の額を前在職期間に対して受けるべき退職一時金の額で除して得た数を乘じて得た額
第60条第4号	前在職期間に対して受けた一時恩給の額の算出の基礎となった俸給月額 $\frac{2}{1}$ に乘じて得た額	前在職期間に対して受けるべき一時恩給の額の算出の基礎となるべき俸給月額 $\frac{2}{1}$ に乘じて得た額に前在職期間に対して受けた従前の一時恩給等の額を前在職期間に対して受けるべき一時恩給の額で除して得た数を乘じて得た額	3	公務員、都道府県の職員又は他の市町村の教育職員であった者で、引き続いて教育職員となったもののうち、接続在職期間に対して従来の一時的恩給等を受けた者(前項の規定の適用を受ける者を除く。)に退職年金を支給するときは、その受けた従前の一時恩給等の $\frac{15}{1}$ に相当する額を減じた額をもって退職年金の年額とする。 (普通恩給権等を有する者に関する通知に関する経過措置)	
第60条第5号	前在職期間に対して受けた都道府県の退職一時金又は他の市町村の退職一時金の額の算出の基礎となるべき給料月額 $\frac{2}{1}$ に乘じて得た額	前在職期間に対して受けるべき都道府県の退職一時金又は他の市町村の退職一時金の額の算出の基礎となるべき給料月額 $\frac{2}{1}$ に乘じて得た額に、前在職期間に対して受けた従前の市町村の退職一時恩給等の額を前在職期間に対して受けるべき都道府県の退職一時金又は他の市町村	第10条	普通恩給権を有する教育職員で、附則第5条第1項の規定により在職期間の通算の申し出をしたものについて、第62条第3項及び第63条の規定を適用する場合には、これらの規定中「教育職員となったとき」とあるのは、「附則第5条第1項の規定により在職期間の通算の申し出をしたとき」とする。	
			2	都道府県の退職年金権又は他の市町村の退職年金権を有する教育職員で、附則第5条第1項の規定により在職期間の通算の申し出をしたものについて第62条第1項及び第63条の規定を適用する場合には、これらの規定中「教育職員となったとき」とあるのは、「附則第5条第1項の規定により在職期間の通算の申し出をしたとき」とする。	

<p>とする。</p> <p>(普通恩給等を受けた在職期間を有する者に関する経過措置)</p> <p>第11条 この条例の規定により公務員、都道府県の職員又は他の市町村の教育職員としての在職期間を通算されるべき教育職員で普通恩給、都道府県の退職年金、他の市町村の退職年金又は退職年金を受けた在職期間を有するものに退職年金を支給するときは、その受けた普通恩給、都道府県の退職年金、他の市町村の退職年金又は退職年金の額(以下本条中「普通恩給等受給額」という。)に相当する額に達するまで、退職年金の支給のつど、その支給額の2分の1に相当する額を限度として控除する。</p> <p>2 前項に規定する退職年金権を有する者が死亡したことにより、遺族年金を支給するときは、普通恩給等受給額から既に控除された額に相当する額を控除した額の2分の1に相当する額に達するまで、遺族年金の支給のつど、その支給額の2分の1に相当する額を限度として控除する。</p> <p>3 この条例の規定により公務員、都道府県の職員又は他の市町村の教育職員としての在職期間を通算されるべき教育職員で普通恩給、都道府県の退職年金、他の市町村の退職年金又は退職年金を受けた在職期間を有するものが教育職員として在職中死亡したことにより、遺族年金を支給するときは、その受けた普通恩給等受給額の2分の1に相当する額に達するまで、遺族年金の支給のつど、その支給額の2分の1に相当する額を限度として控除する。</p> <p>(公務員等に対する退職年金の支給停止に関する経過措置)</p> <p>第12条 この条例の施行の際、現に公務員として在職する者で、退職年金権を有するものに第59条第1項の規定を適用する場合においては、同条同項中「当該就職の日の属する月の翌月から」とあるのは、「地方自治法施行令の一部を改正する政令(昭和34年政令第154号)附則第6条第1項の規定による在職期間の通算の申し出をした旨の通知を受けた日の属する月の翌月から(その日が施行日前であると</p>	<p>きは、施行日の属する月の前月から)」とする。</p> <p>2 この条例の施行の際、現に都道府県の職員又は他の市町村の教育職員として在職する者で、退職年金権を有するものに第59条第1項の規定を適用する場合においては、同条同項中「当該就職の日の属する月の翌月から」とあるのは、「地方自治法施行令の一部を改正する政令(昭和34年政令第154号)附則第4条第1項の規定に基づく都道府県又は他の市町村の退職年金条例の規定による在職期間の通算の申し出をした旨の通知を受けた日の属する月の翌月から」とする。</p> <p>(退職年金を受けた在職期間を有する公務員に関する経過措置)</p> <p>第13条 改正令附則第10条第1項の規定による普通恩給権の裁定をした旨の通知があったときは、市長は、当該普通恩給権を有することになった者に、その普通恩給の基礎となった在職期間について支給した退職年金の額に相当する額を、規則で定めるところにより、納付させなければならない。</p> <p>2 改正令附則第10条第3項において準用する同条第1項の規定による扶助料権を裁定した旨の通知があったときは、市長は、当該扶助料権を有することになった者に、その扶助料の基礎となった在職期間について支給した退職年金の額の2分の1に相当する額を、規則で定めるところにより、納付させなければならない。</p> <p>(加算年を基礎とする普通恩給権を有する者に支給する退職年金の年額の特例)</p> <p>第14条 第56条に規定する場合において、恩給法の一部を改正する法律(昭和28年法律第155号。以下「法律第155号」という。)附則第14条(同法附則第18条第2項、第23条第6項及び第31条において準用する場合を含む。)の規定の適用により計算された年額の普通恩給権を有する者に退職年金を支給するときは、その者の在職期間から当該普通恩給の基礎となっている加算年を減じた後の在職期間(以下本条中「実在職期間」という。)の年数に応じ、次の各号に定める率</p>
--	--

を退職年金の基礎となるべき給料年額に乗じて得た額から当該普通恩給の年額に相当する額を減じた額をもって退職年金の年額とする。

(1) 実在職期間の年数が17年である場合にあつては、150分の50

(2) 実在職期間の年数が17年をこえる場合にあつては、150分の50に17年をこえる年数1年につき150分の1を加えたもの

(3) 実在職期間の年数17年未満である場合にあつては、150分の50から17年に不足する年数1年につき150分の3.5を減じたもの。ただし、150分の22を下らないものとする。

(旧軍人の一時恩給を受けた者に支給する退職年金の額の特例)

第15条 この条例の規定により公務員としての在職期間を通算されるべき者のうち、法律第155号附則第10条又は第11条の規定により旧軍人(恩給法の一部を改正する法律(昭和21年法律第31号)による改正前の恩給法第21条第1項に規定する軍人をいう。)の一時恩給を受けた者で、昭和28年8月1日に教育職員として在職していたものに退職年金を支給するときは、当該一時恩給の額の15分の1に相当する額を減じた額をもって退職年金の年額とする。

(除外された実在職年の算入に伴う措置)

第16条 この条例の規定により公務員としての在職期間を通算されるべき者のうち、適用日から昭和35年6月30日までの間に退職した教育職員で、法律第155号附則第24条第1項又は第24条の2の規定により恩給の基礎となる在職年に算入されなかった公務員としての在職期間をその者の公務員としての在職期間に算入することによって、その者の在職期間が最短年年限に達することとなるもの又はその遺族については、昭和35年7月から退職年金又は遺族年金を支給し、これらの規定の適用を受けて計算された公務員としての在職期間を基礎とする退職年金又は遺族年金を受ける者については同年7月分から、これらの規定により恩給の基礎となる在職年数に算入されなかった公務員としての在職期間を通算してその年額を改

定する。

2 前項の規定は、法律第155号附則第24条の4第2項各号に掲げる者に相当する者については、適用しない。

3 第1項の規定により新たに退職年金又は遺族年金を支給されることとなる者が、教育職員に係る一時恩給、退職一時金又は遺族一時金で昭和28年8月1日以後に給付事由が発生したものを受けた者である場合においては、当該退職年金又は遺族年金の年額は、退職年金については、当該一時恩給退職一時金又は遺族一時金の額(その者が二以上のこれらのものを受けた者であるときは、その合算額とし、既に国庫、都道府県、他の市町村又は市に返還されたものは、控除するものとする。)の15分の1に相当する額を、遺族年金については、これらの金額の30分の1に相当する額をそれぞれの年額から控除した額とする。

別表第1

流行病

マラリヤ(黒水熱を含む。) 猩紅熱、痘瘡、コレラ、発疹チフス、腸チフス、パラチフス、ペスト、回帰熱、赤痢、流行性脳脊髄膜炎、流行性感冒、肺デストマ病、トリパノゾーム病、黄疸出血性スピロヘータ病、カラアザール、黄熱、発疹熱、流行性出血熱、デング熱、フィラリヤ病、フランベジア、流行性脳炎、

別表第2

公務傷病年金を支給する重度障害の程度

重度障害の程度	重度障害の状態
特別項症	1 常に就床を要し、かつ、複雑な介護を要するもの 2 重大な精神的障害のため常に監視又は複雑な介護を要するもの 3 両眼の視力が明暗を弁別することができないもの 4 身体諸部の障害を総合してその程度が、第1項症に第1項

	症から第6項症までを加えたもの		8 一足を足関節以上で失ったもの
第1項症	1 複雑な介護を要しないが常に就床を要するもの 2 精神的又は身体的作業能力を失い、僅かに自用を弁ずることができるに過ぎないもの 3 そしゃく及び言語の機能を併せ廃したもの 4 両眼の視力が視力表0.1を0.5メートル以上では弁別することができないもの 5 両腕を肘関節以上で失ったもの 6 両足を膝関節以上で失ったもの	第5項症	1 頭部、顔面等に大きな醜形を残したもの 2 一眼の視力が視力表0.1を0.5メートル以上では弁別することができないもの 3 一手の五指を失ったもの
第2項症	1 精神的又は身体的作業能力の大部を失ったもの 2 そしゃく又は言語の機能を廃したもの 3 両眼の視力が視力表0.1を1メートル以上では弁別することができないもの 4 両耳が全くろうしたもの 5 大動脈瘤、鎖骨下動脈瘤、総頸動脈瘤、無名動脈瘤又は腸骨動脈瘤を廃したもの 6 両腕を腕関節以上で失ったもの 7 両足を足関節以上で失ったもの	第6項症	1 精神的又は身体的作業能力を高度に妨げるもの 2 頸部又は身体の運動を著しく妨げるもの 3 一眼の視力が視力表0.1を1メートル以上では弁別することができないもの 4 ひ臓を失ったもの 5 一手のおや指及び示指を失ったもの 6 一手の五指の機能を廃したもの
第3項症	1 一腕を肘関節以上で失ったもの 2 一足を膝関節以上で失ったもの	<p>上記に掲げる各症に該当しない負傷疾病の症項は、上記に掲げる各症に準じてこれを査定する。</p> <p>肺結核その他規則で定める疾病によって重度障害の状態が上記に掲げる各項目に該当するかどうか必要な査定基準は市長が定める。</p> <p>視力を測定する場合には、屈折異常のものについては矯正視力により、視力表は万国共通視力表による。</p>	
第4項症	1 精神的又は身体的作業能力を著しく妨げるもの 2 そしゃく又は言語の機能を著しく妨げるもの 3 両眼の視力が視力表0.1を2メートル以上では弁別することができないもの 4 両耳の聴力が0.05メートル以上では大声を解することができないもの 5 し尿器の機能を著しく妨げるもの 6 両こう丸を失ったもので脱落症状の著しくないもの 7 一腕を腕関節以上で失ったもの	別表第3	
		公務傷病年金の年額	
		重度障害の程度	金額
		特別項症	第1項症の金額にその10分の5以内の金額を加えた金額
		第1項症	171,000円
		第2項症	139,000円
		第3項症	111,000円
		第4項症	77,000円
		第5項症	43,000円
		第6項症	32,000円

別表第4 公務傷病一時金を支給する傷病の程度	
傷病の程度	傷病の状態
第1款症	1 一眼の視力が視力表0.1を2メートル以上では弁別することができないもの 2 一耳が全くろうし、他耳は尋常の話声を1.5メートル以上では解することができないもの 3 一側の腎臓を失ったもの 4 一手のおや指を失ったもの 5 一手の示指又は小指を失ったもの 6 一足の足関節が直角位に強直したもの 7 一足の五のあしゆびを失ったもの
第2款症	1 一眼の視力が視力表0.1を2.5メートル以上では弁別することができないもの 2 一耳が全くろうしたもの 3 一手のおや指を機能を廃したもの 4 一手の示指又は小指の機能を廃したもの 5 一足の五のあしゆびの機能を廃したもの
第3款症	1 精神的又は身体的作業能力を軽度に妨げるもの 2 一眼の視力が視力表0.1を3.5メートル以上では弁別することができないもの 3 一耳の聴力が0.05メートル以上では大声を解することができないもの 4 一側のこう丸を失ったもの 5 一手の示指を失ったもの 6 一足の第一のあしゆびを失ったもの
第4款症	1 一手の示指の機能を廃したもの 2 一手の中指を失ったもの

3	一足の第一のあしゆびの機能を廃したもの
4	一足の第二のあしゆびを失ったもの
第5款症	1 一眼の視力が0.1に満たないもの 2 一耳の聴力が尋常の話声を0.5メートル以上では解することができないもの 3 一手の中指の機能を廃したもの 4 一手の環指を失ったもの 5 一足の第二のあしゆびの機能を廃したもの 6 一足の第三のあしゆびから第五のあしゆびまでの中二のあしゆびを全く失ったもの

上記に掲げる各症に該当しない傷病疾病の程度は、上記に掲げる各症に準じてこれを査定する。

肺結核その他規則で定める疾病によって重度障害の状態が上記に掲げる各款症に該当するかどうかの必要な査定基準は、市長が定める。

視力を測定する場合においては、屈折異常のものについては矯正視力により、視力表は万国共通表による。

別表第5

公務傷病一時金の額

傷病の程度	金額
第1款症	160,000円
第2款症	128,000円
第3款症	112,000円
第4款症	96,000円
第5款症	80,000円

別表第6

公務傷病死による遺族年金の加算率

退職当時の給料年額	率
512,400円以上	17.0割

のもの			132,000円以下のものにあつては134,400円をそれぞれ退職当時の給料年額とみなしてこの割合による。
440,400円をこえ512,400円未満のもの	17.0割に512,400円と退職当時の給料年額との差額16,800円ごとに0.5割を加えた割合。ただし、退職当時の給料年額が445,200円をこえ456,000円以下のものにあつては459,600円を、460,800円をこえ471,600円以下のものにあつては475,200円を、475,200円をこえ487,200円以下のものにあつては489,600円を、494,400円をこえ507,600円以下のものにあつては511,200円をそれぞれ退職当時の給料年額とみなしてこの割合による。	108,000円をこえ111,600円以下のもの	23.5割
292,800円をこえ440,400円以下のもの	19.0割。ただし、退職当時の給料年額が292,800円をこえ300,000円以下のものにあつては302,400円を退職当時の給料年額とみなしてこの割合による。	104,400円をこえ108,000円以下のもの	24.0割。ただし、退職当時の給料年額が104,400円をこえ105,600円以下のものにあつては106,800円を退職当時の給料年額とみなしてこの割合による。
283,200円をこえ292,800円以下のもの	19.0割に303,600円と退職当時の給料年額との差額9,600円ごとに0.5割を加えた割合。ただし、退職当時の給料年額が283,200円をこえ290,400円以下のものにあつては291,600円を退職当時の給料年額とみなしてこの割合による。	100,800円をこえ104,400円以下のもの	24.5割
139,200円をこえ283,200円以下のもの	20.0割。ただし、退職当時の給料年額が139,200円をこえ140,400円以下のものにあつては141,600円を退職当時の給料年額とみなしてこの割合による。	90,000円をこえ100,800円以下のもの	24.5割に104,400円と退職当時の給料年額との差額3,600円ごとに0.5割を加えた割合。ただし、退職当時の給料年額が93,600円をこえ95,400円以下のものにあつては96,000円を、97,200円をこえ98,400円以下のものにあつては99,600円をそれぞれ退職当時の給料年額とみなしてこの割合による。
134,400円をこえ139,200円以下のもの	20.5割。ただし、退職当時の給料年額が134,400円をこえ136,800円以下のものにあつては138,000円を退職当時の給料年額とみなしてこの割合による。	86,400円をこえ90,000円以下のもの	26.5割。ただし、退職当時の給料年額が86,400円をこえ、87,600円以下のものにあつては88,200円を退職当時の給料年額とみなしてこの割合による。
111,600円をこえ134,400円以下のもの	20.5割に139,200円と退職当時の給料年額との差額4,800円ごとに0.5割を加えた割合。ただし、退職当時の給料年額が114,000円をこえ116,400円以下のものにあつては117,600円を、120,000円をこえ122,400円以下のものにあつては123,600円を、129,600円をこえ	86,400円以下のもの	27.0割
		別表第7 非公務死による遺族年金の加算率	
		退職当時の給料年額	率
		512,400円以上のもの	12.8割
		440,400円をこ	12.8割に512,400円と退職当時の給料年額との差額

え 512,400円未 満のもの	16,800円ごとに0.4割を加えた割合。ただし、退職当 時の給料年額が445,200円をこえ456,000円以下のもの にあっては459,600円を、460,800円をこえ471,600円 以下のものにあっては475,200円を、475,200円をこえ 487,200円以下のものにあっては489,600円を、 494,400円をこえ507,600円以下のものにあっては 511,200円をそれぞれ退職当時の給料年額とみなして この割合による。	108,000円をこ え111,600円以 下のもの	17.6割
292,800円をこ え440,400円以 下のもの	14.3割。ただし、退職当時の給料年額が292,800円をこ え300,000円以下のものにあっては302,400円を退職 当時の給料年額とみなしてこの割合による。	104,400円をこ え108,000円以 下のもの	18.0割。ただし、退職当時の給料年額が104,400円をこ え105,600円以下のものにあっては106,800円を退職 当時の給料年額とみなしてこの割合による。
283,200円をこ え292,800円以 下のもの	14.3割に303,600円と退職当時の給料年額との差額 9,600円ごとに0.4割を加えた割合。ただし、退職当時 の給料年額が、283,200円をこえ285,600円以下のもの にあっては289,200円を退職当時の給料年額とみなし てこの割合による。	100,800円をこ え104,400円以 下のもの	18.4割
139,200円をこ え283,200円以 下のもの	15.0割。ただし、退職当時の給料年額が139,200円をこ え141,600円以下のものにあっては145,200円を退職 当時の給料年額とみなしてこの割合による。	90,000円をこえ 100,800円以下 のもの	18.4割に104,400円と退職当時の給料年額との差額 3,600円ごとに0.4割を加えた割合。ただし、退職当時 の給料年額が93,600円をこえ95,400円以下のもの にあっては96,000円を、97,200円をこえ98,400円以下 のものにあっては99,600円をそれぞれ退職当時の給料 年額とみなしてこの割合による。
134,400円をこ え139,200円以 下のもの	15.4割。ただし、退職当時の給料年額が134,400円をこ え136,800円以下のものにあっては138,000円を退職 当時の給料年額とみなしてこの割合による。	86,400円をこえ 90,000円以下の もの	19.9割。ただし、退職当時の給料年額が86,400円をこ え87,600円以下のものにあっては88,200円を退職当 時の給料年額とみなしてこの割合による。
111,600円をこ え134,400円以 下のもの	15.4割に139,200円と退職当時の給料年額との差額 4,800円ごとに0.4割を加えた割合。ただし、退職当時 の給料年額が、114,000円をこえ116,400円以下のもの にあっては117,600円を、120,000円をこえ122,400円 以下のものにあっては123,600円を、129,600円をこえ 132,000円以下のものにあっては134,400円をそれぞ れ退職当時の給料年額とみなしてこの割合による。	86,400円以下の もの	20.3割